

税務概要

令和6年度版

(2024年度版)

練馬区

凡 例

1. 『税務概要』は、税務課、収納課にある資料、各種報告書等を参考にして集録した。
2. この『税務概要』は原則として各年度の決算額を令和5年度まで収録した。ただし、できるだけ最新の数値を掲載するため、令和6年度分（6月末調定額等）についても収録した。
3. 記載の方法は、つぎのとおりである。
年次何年とあるのは暦年（1月から12月まで）
「...」資料のないもの
「」皆無、または定義上該当数値のないもの
「0」「0.0」統計表中の単位に満たないもの
4. 数値の単位未满是、四捨五入を原則とした。したがって合計の数値と内訳の計とが一致しないことがある。

目次

区 の 概 要	
1. 位置	3
2. 人口および世帯	3
3. 区の財政	4
税 務 課 ・ 収 納 課	
1. 組織および職員構成	6
2. 税務費に関する調	10
特 別 区 税	
1. 特別区税	11
(1) 特別区税のしくみ(令和5年度)	12
(2) 特別区税決算額	18
(3) 区民の特別区税負担額(調定額ベース)	20
2. 特別区民税	21
税制改正	22
(1) 納税義務者数	23
(2) 調定額の内訳および収入額	24
(3) 所得割の課税最低限【特別区民税・都民税(住民税)】(令和5年度)	26
(4) 所得控除額【特別区民税・都民税(住民税)】	27
(5) 非課税の所得限度額【特別区民税・都民税(住民税)】	27
(6) 滞納整理状況	28
(7) 差押財産別滞納処分状況	30
3. 軽自動車税環境性能割	32
4. 軽自動車税種別割	33
5. 特別区たばこ税	42
6. 入湯税	43
都 民 税 徴 収 取 扱 費	44
税 の 証 明	46
納 税 貯 蓄 組 合	47
参 考 資 料	
1. 特別区税収入額の比較(令和5年度)	48
2. 特別区税負担額の比較(令和5年度)(税込額ベース)	50
3. 特別区民税・都民税の調定額および収入額	54
4. 特別区民税の納税義務者数等に関する調(課税状況等の調による)	56
5. 特別区民税の課税標準段階別所得割額等に関する調(課税状況等の調による)	58
6. 特別区民税の減免該当者に関する調(特別区税に関する調による)	62
7. 特別区民税の地方税法第295条による非課税者に関する調 (特別区税に関する調による)	62
8. 年齢区分別特別区民税課税額(令和5年度賦課ベース)	64

区の概要

1. 位置



2. 人口および世帯

年	区分			世帯数			1世帯当たり 人数
	人口	前年比	指数	世帯	前年比	指数	
	人	%		世帯	%		人/世帯
元	732,433	100.5	100.0	370,567	101.3	100.0	1.98
2	739,435	101.0	101.0	377,837	102.0	102.0	1.96
3	740,099	101.1	101.0	380,495	100.7	102.7	1.95
4	738,358	99.8	100.8	381,830	100.4	103.0	1.93
5	738,914	100.1	100.9	385,142	100.9	103.9	1.92
6	741,540	100.4	101.2	389,715	101.2	105.2	1.90

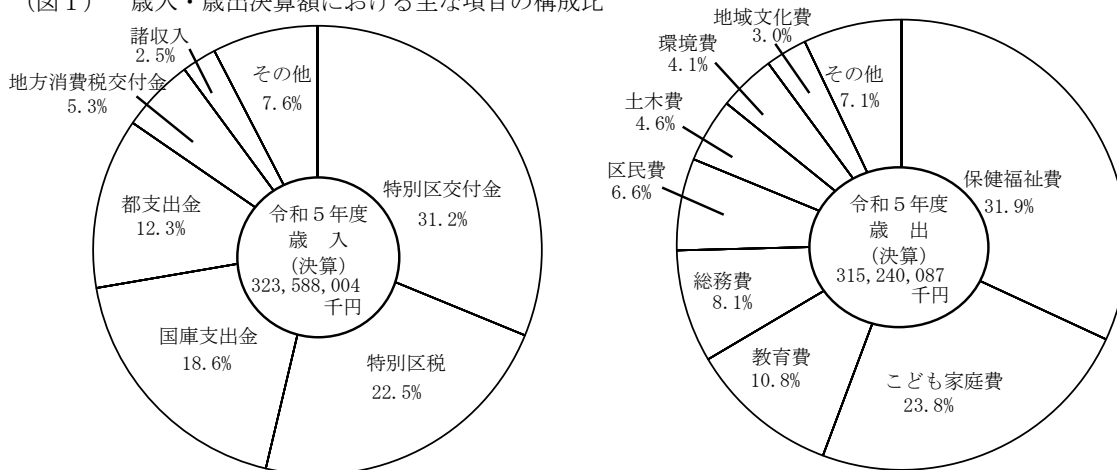
各年1月1日現在。指数:令和元年を100とする。外国人住民を含む。

3. 区 の 財 政

令和 5 年度（区一般会計決算）

歳 入				歳 出			
項 目	決 算 額	構 成 比	前 年 度 比	項 目	決 算 額	構 成 比	前 年 度 比
	千円	%	%		千円	%	%
特 別 区 税	72,656,390	22.5	101.6	議 会 費	1,003,301	0.3	101.3
地 方 譲 与 税	1,083,448	0.3	100.9	総 務 費	25,533,164	8.1	84.3
利 子 割 交 付 金	281,057	0.1	116.8	区 民 費	20,675,801	6.6	110.2
配 当 割 交 付 金	1,495,386	0.5	116.8	産 業 経 済 費	5,445,290	1.7	140.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,606,553	0.5	163.4	地 域 文 化 費	9,351,629	3.0	136.4
地 方 消 費 税 交 付 金	17,067,909	5.3	99.1	保 健 福 祉 費	100,449,694	31.9	93.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	7,981	0.0	16627.1	環 境 費	12,966,650	4.1	104.6
環 境 性 能 割 交 付 金	298,632	0.1	110.1	都 市 整 備 費	6,783,025	2.2	187.6
地 方 特 例 交 付 金	556,846	0.2	91.2	土 木 費	14,627,943	4.6	113.7
特 別 区 交 付 金	100,902,215	31.2	101.7	教 育 費	33,911,533	10.8	113.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	57,211	0.0	89.9	こ だ も 家 庭 費	75,152,391	23.8	100.8
分 担 金 及 び 負 担 金	1,187,339	0.4	97.9	公 債 費	4,581,980	1.5	99.1
使 用 料 及 び 手 数 料	4,980,290	1.5	99.0	諸 支 出 金	4,757,687	1.5	86.8
国 庫 支 出 金	60,104,809	18.6	86.7	予 備 費	0	0.0	—
都 支 出 金	39,954,881	12.3	120.4				
財 産 収 入	537,244	0.2	152.8				
寄 付 金	218,363	0.1	318.1				
繰 入 金	4,301,363	1.3	87.0				
繰 越 金	4,949,102	1.5	89.1				
諸 収 入	7,945,342	2.5	139.3				
特 別 区 債	3,395,643	1.0	84.5				
合 計	323,588,004	100.0	100.5	合 計	315,240,087	100.0	101.0

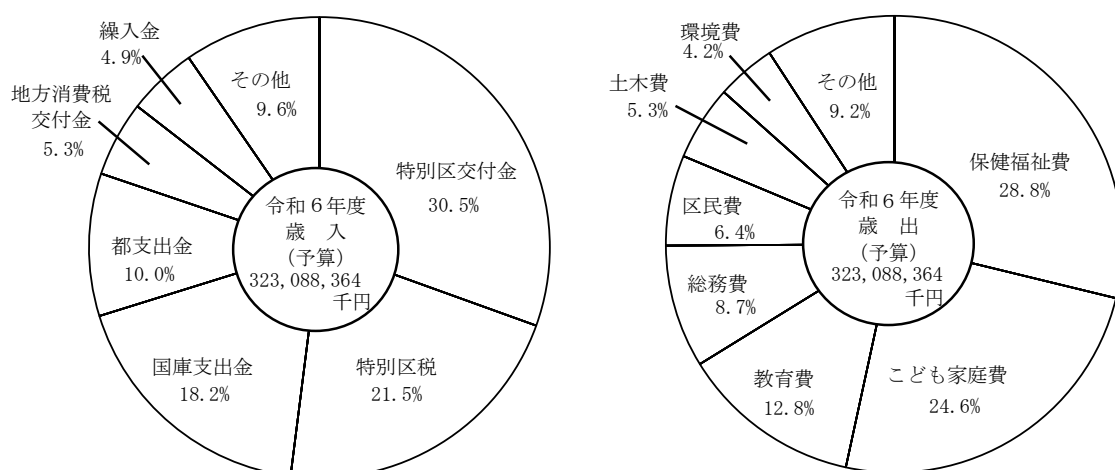
(図1) 歳入・歳出決算額における主な項目の構成比



令和 6 年度（区一般会計予算）

歳 入				歳 出			
項 目	予 算 額	構 成 比	前 年 度 比	項 目	予 算 額	構 成 比	前 年 度 比
	千円	%	%		千円	%	%
特 別 区 税	69,536,671	21.5	99.6	議 会 費	1,045,739	0.3	102.1
地 方 譲 与 税	1,066,675	0.3	100.8	総 務 費	27,977,741	8.7	129.2
利 子 割 交 付 金	228,000	0.1	120.0	区 民 費	20,697,153	6.4	106.2
配 当 割 交 付 金	1,340,000	0.4	121.8	産 業 経 済 費	3,294,338	1.0	59.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,000,000	0.3	100.0	地 域 文 化 費	7,009,385	2.2	74.1
地 方 消 費 税 交 付 金	17,220,000	5.3	107.6	保 健 福 祉 費	92,905,800	28.8	106.5
環 境 性 能 割 交 付 金	270,000	0.1	84.4	環 境 費	13,536,584	4.2	101.6
地 方 特 例 交 付 金	3,866,159	1.2	716.0	都 市 整 備 費	9,412,029	2.9	119.9
特 別 区 交 付 金	98,561,712	30.5	106.2	土 木 費	17,055,877	5.3	119.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	63,000	0.0	98.4	教 育 費	41,466,004	12.8	121.0
分 担 金 及 び 負 担 金	1,011,829	0.3	79.4	こ だ も 家 庭 費	79,388,804	24.6	105.7
使 用 料 及 び 手 数 料	4,915,081	1.5	94.6	公 債 費	4,941,125	1.5	106.4
国 庫 支 出 金	58,761,254	18.2	101.7	諸 支 出 金	4,257,785	1.3	90.2
都 支 出 金	32,431,636	10.0	114.3	予 備 費	100,000	0.0	100.0
財 産 収 入	560,477	0.2	81.8				
寄 付 金	5,001	0.0	79.4				
繰 入 金	15,907,259	4.9	239.9				
繰 越 金	2,000,000	0.6	100.0				
諸 収 入	7,997,610	2.5	108.1				
特 別 区 債	6,346,000	2.0	99.3				
合 計	323,088,364	100.0	108.2	合 計	323,088,364	100.0	108.2

(図 2) 歳入・歳出予算額における主な項目の構成比



税務課・収納課

1. 組織および職員構成

(1) 税務課

(令和6年5月1日現在)

係名	事務分掌	職員数		
		男	女	計
管理係 (税務課長を含む)	1. 税制の調査に関する事。 2. 税務事務の連絡調整および税務統計に関する事。 3. 課の庶務事務に関する事。 4. 税務情報の庁内利用に関する事。 5. 課内他の係に属しない事。	2	4	6
区税電算係	1. 特別区民税、都民税および森林環境税(以下「特別区民税等」という。)の電算システムに関する事。 2. 地方税ポータルシステムに関する事。	4	2	6
区税第一係 ～ 区税第四係	1. 特別区民税等の課税計画に関する事。 2. 特別区民税等の賦課に関する事。 3. 確定申告書の閲覧事務に関する事。	17	15	32
区税調整係	1. 特別区民税等の課税計画に関する事。 2. 特別区民税等の賦課に係る事務に関する事。 3. 特別区民税等の賦課に関する事。 4. 特別区民税等の減免に関する事。 5. 年末調整事務に関する事。	3	2	5
区税事務係	1. 特別区たばこ税に関する事。 2. 鉱産税に関する事。 3. 入湯税に関する事。 4. 軽自動車税の賦課に関する事。 5. 原動機付自転車および小型特殊自動車の標識に関する事。 6. 軽自動車税の証明に関する事。 7. 特別区民税等の証明に関する事。	4	1	5
合 計		30	24	54

税証明の交付および軽自動車の登録・廃車等の業務は委託している。

職員数に以下の者は含めない。

- ・短時間の再任用の職員(フルタイム再任用は含める)
- ・休職中の職員
- ・外部へ派遣中の職員
- ・育児休業中の職員(産休中の職員は含める)

(2) 収納課

(令和6年5月1日現在)

係名	事務分掌	職員数		
		男	女	計
管理係 (収納課長を含む)	1. 債権管理の推進に関する事。 2. 納税貯蓄組合に関する事。 3. 都民税分および森林環境税分の納入に関する事。 4. 特別区民税等および軽自動車税の収納統計に関する事。 5. 課の庶務事務に関する事。 6. 課内他の係に属しないこと。	人	人	人
収納電算係	1. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料の電算システムに関する事(課内他の係に属するものを除く。)	1	2	3
債権回収支援係	1. 債権回収の支援に関する事。 2. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料その他の公金の収納に関する事(課内他の係に属するものを除く。) 3. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料の滞納処分に係る公売に関する事。	2	1	3
計画調整係	1. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料の収納計画に関する事。 2. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料その他の公金の収納に関する事(課内他の係に属するものを除く。) 3. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料の業務委託に関する事(課内他の係に属するものを除く。) 4. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料の滞納管理システムに関する事。 5. 特別区民税等(普通徴収分)、軽自動車税および国民健康保険料の一斉催告に関する事。 6. 他自治体等からの滞納者実態調査に関する事(部内他の課に属するものを除く。)。	3	4	7
個人収納係	1. 特別区民税等(普通徴収分および年金特別徴収分)、軽自動車税その他の公金の収納および督促に関する事。 2. 特別区民税等(普通徴収分)の口座振替に関する事。 3. 特別区民税等(普通徴収分および年金特別徴収分)および軽自動車税の還付および充当に関する事。	2	4	6
納付相談係	1. 特別区民税等(普通徴収分)、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の収納に関する事(課内他の係に属するものを除く。) 2. 特別区民税等(普通徴収分)、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の納付相談に関する事。 3. 特別区民税等(普通徴収分)、軽自動車税、国民健康保険料そ	8	8	16

	その他の公金の催告および執行停止に関すること。			
整理第一係	<ol style="list-style-type: none"> 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の滞納処分に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 	3	2	5
整理第二係	<ol style="list-style-type: none"> 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の滞納処分に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 	1	4	5
個人機動整理係	<ol style="list-style-type: none"> 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の滞納整理に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の滞納処分に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 収納嘱託および受任に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 国民健康保険短期被保険者証および国民健康保険被保険者資格証明書の発行に係る判定に関すること。 	3	6	9
事業所収納係	<ol style="list-style-type: none"> 特別区民税等（給与特別徴収分）、軽自動車税その他の公金の収納および督促に関すること。 特別区民税等（給与特別徴収分）および軽自動車税の還付および充当に関すること。 	4	2	6
事業所機動整理係	<ol style="list-style-type: none"> 特別区民税等（給与特別徴収分）、軽自動車税その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 特別区民税等（給与特別徴収分）、軽自動車税その他の公金の滞納整理に関すること。 特別区民税等（給与特別徴収分）、軽自動車税その他の公金の滞納処分に関すること。 収納嘱託および受任に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 	2	2	4
合 計		31	41	72

他に、こくほ収納係（7人）が国民健康保険料の収納に関する事務を分掌している。
職員数に以下の者は含めない。

- ・短時間の再任用の職員（フルタイム再任用は含める）
- ・休職中の職員
- ・外部へ派遣中の職員
- ・育児休業中の職員（産休中の職員は含める）

<参考：会計年度任用職員>

（令和6年5月1日現在）

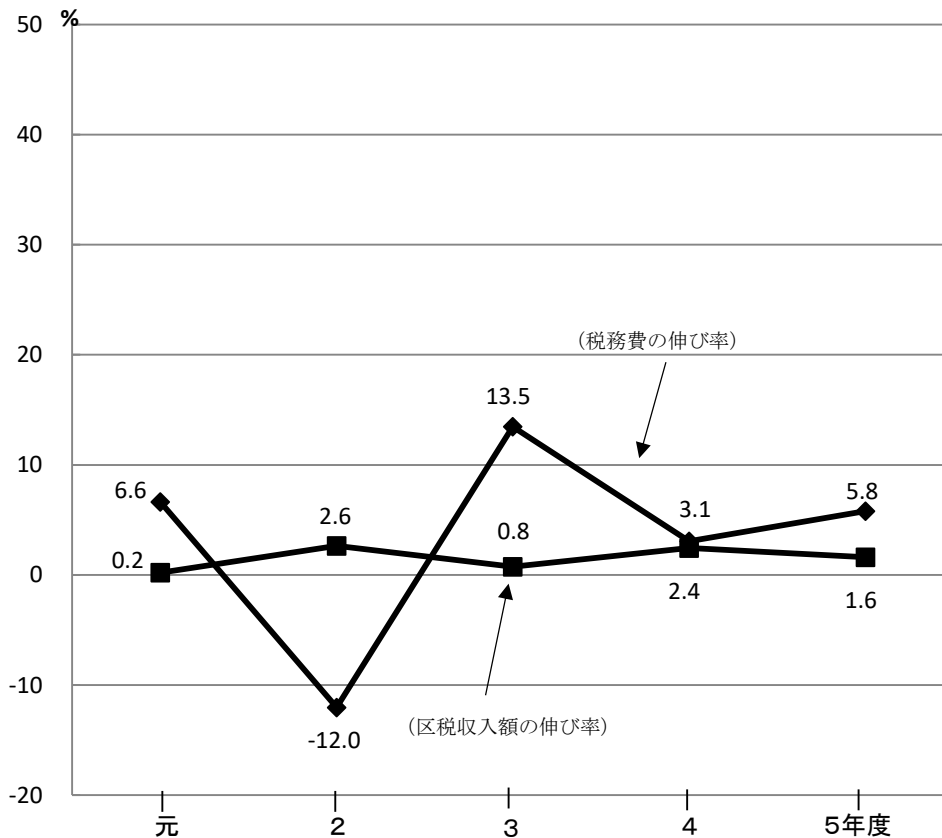
	名称	係名	職員数	合計
税務課	サポートスタッフ（事務）	管理係	2人	6人
		区税第一係	4人	
	行政事務補佐員	区税第一係	2人	2人
収納課	業務協力員	管理係	1人	1人
	サポートスタッフ（事務）	管理係	1人	8人
		計画調整係	1人	
		個人収納係	1人	
		納付相談係	2人	
		整理第一係	1人	
		整理第二係	1人	
		個人機動整理係	1人	
	税務事務専門員	納付相談係	1人	3人
		個人機動整理係	1人	
事業所機動整理係		1人		

2. 税務費に関する調

年度	税 務 費 (歳 出)					特別区 税 収 入 額	区税収入に 対する 税務費 割合
	職員人件費	事 務 費	還付金等	合 計	前 年 比		
	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
元	831,563	452,974	391,544	1,676,081	106.6	67,494,332	2.5
2	780,121	452,122	242,205	1,474,448	88.0	69,278,731	2.1
3	869,705	498,768	304,489	1,672,962	113.5	69,804,162	2.4
4	883,037	498,582	342,521	1,724,140	103.1	71,511,170	2.4
5	921,804	584,009	318,399	1,824,212	105.8	72,656,390	2.5

※ 人件費……報酬、給料、職員手当、共済費(社会保険料を含む)、旅費
 事務費……税務事務費(旅費を除く)
 還付金等……納税貯蓄組合関係補助金、還付金

(図3) 税務費および区税収入額の対前年度伸び率の推移



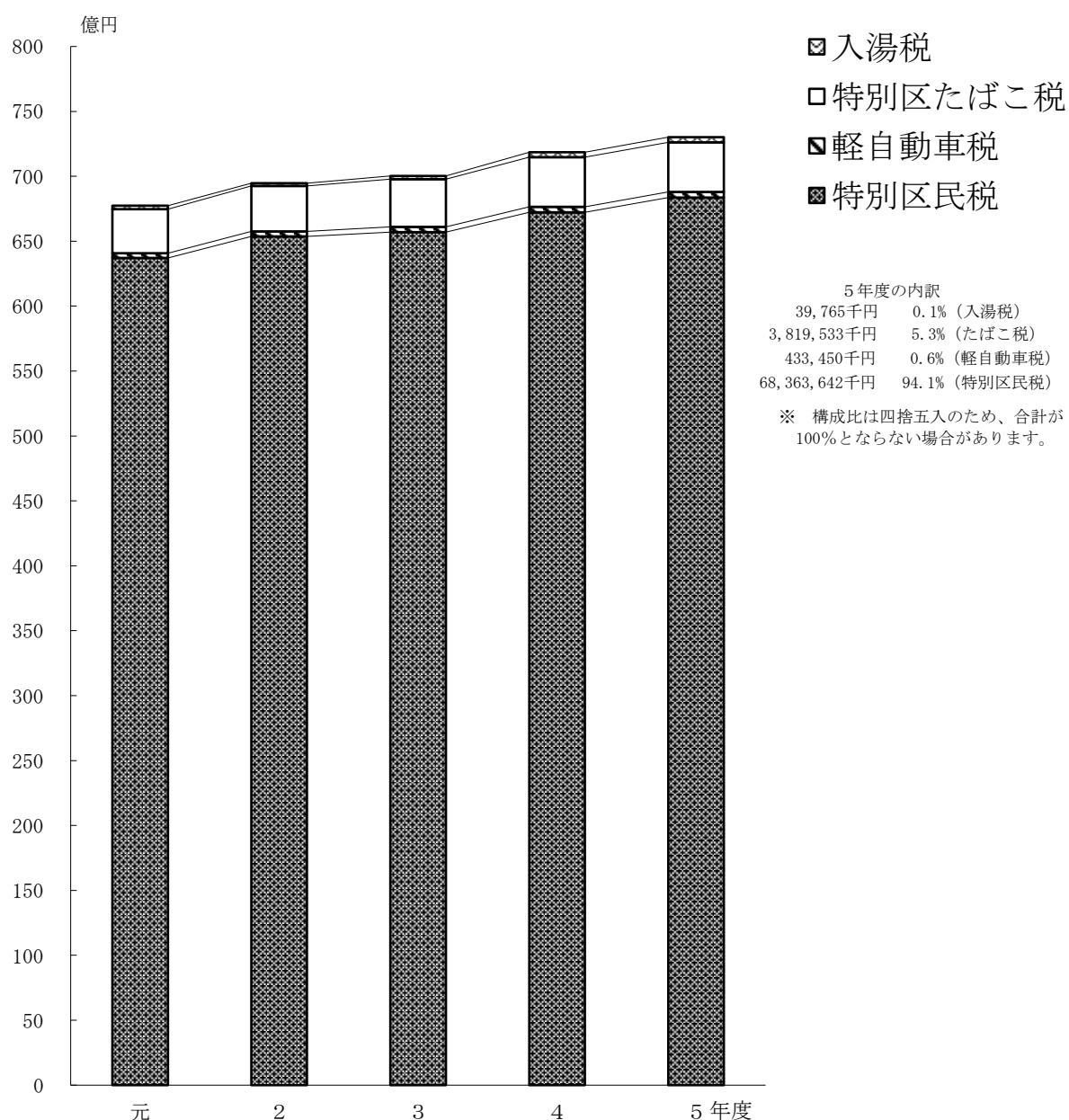
Ⅲ 特別区税

1. 特別区税

練馬区の財政需要を満たすための財政収入は、特別区税・特別区交付金・国庫支出金・都支出金・地方消費税交付金・特別区債・諸収入・使用料及び手数料等でまかなわれている。なかでも特別区税（以下「区税」という。）は財政収入に占める割合が高く、令和5年度における当区の財政収入3,235億8,800万円に対して、726億5,639万円と、財政収入の22.5%を占めている。

区税収入額は、前年度に比べて11億4,522万円の増となった。税目別に前年比をみると、特別区民税は1.7%の増、軽自動車税は2.5%の増、特別区たばこ税は0.1%の減、入湯税は4.5%の増となっている。（P18・19参照）

（図4） 特別区税収入額の推移と税目別構成



(1) 特別区税のしくみ（令和5年度）

区分 税目	納税義務者	賦課期日	課税客体 / 課税標準		徴収方法と納期限
特別区 民 税	<p>■ 区内に住所を有する個人</p> <p>■ 区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、区内に住所を有しない者</p> <p>◆ 非課税の対象者</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>② 障害者・未成年者・寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の者</p> <p>③ 前年の所得が練馬区特別区税条例で定める均等割の非課税限度額以下の者</p>	1月1日	<p>(1) 前年の総所得金額</p> <p>(2) 前年の山林所得金額</p> <p>(3) 退職所得金額</p> <p>(7) 原則は、現年の退職所得金額に対して分離課税を行う。(徴収方法は給与特別徴収)</p> <p>(イ) 例外として、前年の退職所得金額に対して総合課税を行う。</p> <p>(4) 申告分離課税にかかる前年の所得金額 (土地・建物の長期譲渡所得、 土地・建物の短期譲渡所得、 株式等の譲渡所得等、 上場株式等の配当所得、 先物取引の雑所得等)</p>	<p>(1) 総所得金額から所得控除を行った後の金額</p> <p>(2) 山林所得金額から所得控除を行った後の金額</p> <p>(3) 以下(7)(イ) (7) 退職所得金額 (イ) 退職所得金額から所得控除を行った後の金額</p> <p>(4) 申告分離課税にかかる前年の所得金額から所得控除を行った後の金額</p>	<p>普通徴収 6月、8月、10月、翌年1月の末日</p> <p>給与特別徴収 6月から翌年5月までの徴収の属する月の翌月10日</p> <p>年金特別徴収 4月から翌年2月までの徴収の属する隔月の翌月10日</p>

税 率	※参考 都民税
① 均等割の税率・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3,500円	1,500円
② 所得割の税率・・・総所得金額、山林所得金額、総合課税の退職所得金額 6.0%	4.0%
③ 申告分離課税に対する所得割の税率	
<土地・建物の長期譲渡所得>	
① 一般 3.0%	2.0%
② 優良住宅等（下記A・Bより選択）	
A 特別控除の適用を受ける場合 3.0%	2.0%
B 特別控除の適用を受けない場合	
ア 課税所得金額が2千万円以下の部分 2.4%	1.6%
イ 課税所得金額が2千万円を超える部分 3.0%	2.0%
③ 居住用財産（マイホーム）	
（所有期間10年超・・・取得日から譲渡年の1月1日まで）	
ア 課税所得金額が6千万円以下の部分 2.4%	1.6%
イ 課税所得金額が6千万円を超える部分 3.0%	2.0%
<土地・建物の短期譲渡所得>	
① 一般 5.4%	3.6%
② 国・地方公共団体に譲渡 3.0%	2.0%
<株式等の譲渡所得等>	
① 上場株式等 3.0%	2.0%
② 一般株式等 3.0%	2.0%
<上場株式等の配当所得>	2.0%
<先物取引の雑所得等>	2.0%
④ 退職所得の現年分離課税にかかる所得割の税率 6.0%	4.0%

区分 税目	納税義務者	課税客体	課税標準	賦課期日	徴収方法 と納期限
軽 自 動 車 税 種 別 割	原動機付自転車、 軽自動車、小型特 殊自動車および二 輪の小型自動車の 所有者で、区内に 主たる定置場を有 する者	原動機付自転車、 軽自動車、小型特 殊自動車および二 輪の小型自動車	課税客体の台数	4月1日	普通徴収 5月末日

税 率

(1) 原動機付自転車

- ① 総排気量が50cc以下のものまたは定格出力が0.6kW以下のもの
 (④に該当するものを除く) 年 額 2,000円
- ② 二輪のもので、総排気量が50ccを超え90cc以下のものまたは
 定格出力が0.6kWを超え0.8kW以下のもの 年 額 2,000円
- ③ 二輪のもので、総排気量が90ccを超えるものまたは定格出力が
 0.8kWを超えるもの 年 額 2,400円
- ④ 三輪以上（ミニカー）のもので、総排気量が20ccを超えるもの
 または定格出力が0.25kWを超えるもの 年 額 3,700円

(2) 軽自動車

- ① 二輪のもの(125ccを超え250cc以下、側車付のものを含む) 年 額 3,600円
- ② 平成22年3月以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両
 三輪のもの 年 額 4,600円
 四輪以上のもの（乗用） 年額 営業用 8,200円 自家用 12,900円
 四輪以上のもの（貨物） 年額 営業用 4,500円 自家用 6,000円
- ③ 平成22年4月から平成27年3月までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両
 三輪のもの 年 額 3,100円
 四輪以上のもの（乗用） 年額 営業用 5,500円 自家用 7,200円
 四輪以上のもの（貨物） 年額 営業用 3,000円 自家用 4,000円
- ④ 平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両
 ただし令和5年度に限り軽課が適用される（以下⑤、⑥、⑦に該当する）車両は除く
 三輪のもの 年 額 3,900円
 四輪以上のもの（乗用） 年額 営業用 6,900円 自家用 10,800円
 四輪以上のもの（貨物） 年額 営業用 3,800円 自家用 5,000円
- ⑤ 平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両で、令和5年度に限り
 軽課が適用される車両（概ね75%軽減）
 三輪のもの 年 額 1,000円
 四輪以上のもの（乗用） 年額 営業用 1,800円 自家用 2,700円
 四輪以上のもの（貨物） 年額 営業用 1,000円 自家用 1,300円
- ⑥ 平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両で、令和5年度に限り
 軽課が適用される車両（概ね50%軽減）
 三輪のもの（乗用） 年額 営業用 2,000円
 四輪以上のもの（乗用） 年額 営業用 3,500円

区分 税目	納税義務者	課税客体	課税標準	賦課期日	徴収方法 と納期限
軽自動車税 種別割					
特別区たばこ税	区内に営業所のある小売販売業者に製造たばこを売り渡した、製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者	小売販売業者へ売り渡した製造たばこ	小売販売業者への売り渡しに係る製造たばこの本数		申告納付 毎月末日
入湯税	区内の鉱泉浴場における入湯行為の行為者（入湯客）	鉱泉浴場における入湯行為	鉱泉浴場における入湯客の入湯日数		特別徴収 毎月末日

税 率	
⑦ 平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両で、令和5年度に限り軽課が適用される車両（概ね25%軽減）	
三輪のもの（乗用）	年額 営業用 3,000円
四輪以上のもの（乗用）	年額 営業用 5,200円
⑧ もっぱら雪上を走行するもの	年 額 3,600円
(3) 小型特殊自動車	
① 農耕作業用のもの	年 額 2,400円
② その他のもの	年 額 5,900円
(4) 二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）	年 額 6,000円
1,000本につき 6,552円	
入湯客1人1日につき 150円	

(2) 特別区税決算額

税目	区分		令和元年度					令和2年度					令
			調定		収入		収入歩合	調定		収入		収入歩合	調
	税額	前年比	税額	前年比	税額	前年比		税額	前年比	税額			
特別区税	69,122,037	100.1	67,494,332	100.2	97.6	70,701,722	102.3	69,278,731	102.6	98.0	71,031,398		
1. 特別区民税	65,313,219	100.1	63,709,889	100.2	97.5	66,770,367	102.2	65,369,250	102.6	97.9	66,906,642		
現年課税分	63,940,862	101.0	62,877,826	100.6	98.3	65,354,618	102.2	64,680,479	102.9	99.0	65,675,706		
滞納繰越分	1,372,357	69.8	832,063	77.3	60.6	1,415,749	103.2	688,771	82.8	48.7	1,230,936		
2. 軽自動車税	390,676	102.4	366,301	103.8	93.8	409,919	104.9	388,045	105.9	94.7	426,573		
現年課税分	368,463	103.9	360,671	104.3	97.9	390,194	105.9	382,152	106.0	97.9	408,007		
滞納繰越分	22,213	82.2	5,630	76.2	25.3	19,725	88.8	5,893	104.7	29.9	18,566		
3. 特別区たばこ税	3,391,004	100.5	3,391,004	100.5	100.0	3,500,319	103.2	3,500,319	103.2	100.0	3,673,500		
現年課税分	3,391,004	100.5	3,391,004	100.5	100.0	3,500,319	103.2	3,500,319	103.2	100.0	3,673,500		
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
4. 入湯税	27,138	105.8	27,138	105.8	100.0	21,117	77.8	21,117	77.8	100.0	24,683		
現年課税分	27,138	105.8	27,138	105.8	100.0	21,117	77.8	21,117	77.8	100.0	24,683		
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

(単位：千円、%)

和 3 年 度				令 和 4 年 度					令 和 5 年 度				
定	収 入		収入歩合	調 定		収 入		収入歩合	調 定		収 入		収入歩合
	前年比	税 額		前年比	税 額	前年比	税 額		前年比	税 額	前年比	税 額	
100.5	69,804,162	100.8	98.3	72,550,471	102.1	71,511,170	102.4	98.6	73,726,603	101.6	72,656,390	101.6	98.5
100.2	65,699,702	100.5	98.2	68,250,192	102.0	67,226,939	102.3	98.5	69,419,666	101.7	68,363,642	101.7	98.5
100.5	65,002,076	100.5	99.0	67,275,774	102.4	66,660,738	102.6	99.1	68,546,372	101.9	67,837,830	101.8	99.0
86.9	697,626	101.3	56.7	974,418	79.2	566,201	81.2	58.1	873,294	89.6	525,812	92.9	60.2
104.1	406,277	104.7	95.2	439,067	102.9	423,019	104.1	96.3	447,639	102.0	433,450	102.5	96.8
104.6	400,215	104.7	98.1	424,301	104.0	417,210	104.2	98.3	435,911	102.7	428,721	102.8	98.4
94.1	6,062	102.9	32.7	14,766	79.5	5,809	95.8	39.3	11,728	79.4	4,729	81.4	40.3
104.9	3,673,500	104.9	100.0	3,823,153	104.1	3,823,153	104.1	100.0	3,819,533	99.9	3,819,533	99.9	100.0
104.9	3,673,500	104.9	100.0	3,823,153	104.1	3,823,153	104.1	100.0	3,819,533	99.9	3,819,533	99.9	100.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
116.9	24,683	116.9	100.0	38,059	154.2	38,059	154.2	100.0	39,765	104.5	39,765	104.5	100.0
116.9	24,683	116.9	100.0	38,059	154.2	38,059	154.2	100.0	39,765	104.5	39,765	104.5	100.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 軽自動車税現年課税分に軽自動車税環境性能割を含む。

(3) 区民の特別区税負担額（調定額ベース）

令和5年度における区民1人当たりの年間負担額（調定額÷人口）は99,777円であった。

これは、前年度（98,259円）に比べて1,518円（1.5%）の増となった。また1世帯当たりの年間負担額（調定額÷世帯数）は191,427円となり、前年度（190,007円）に比べて1,420円（0.8%）の増となった。

なお、税収額ベースにおける区民1人当たりおよび1世帯当たりの負担額（23区別）については、参考資料2（P50・51）に掲げた。

区民の特別区税負担額（調定額ベース）

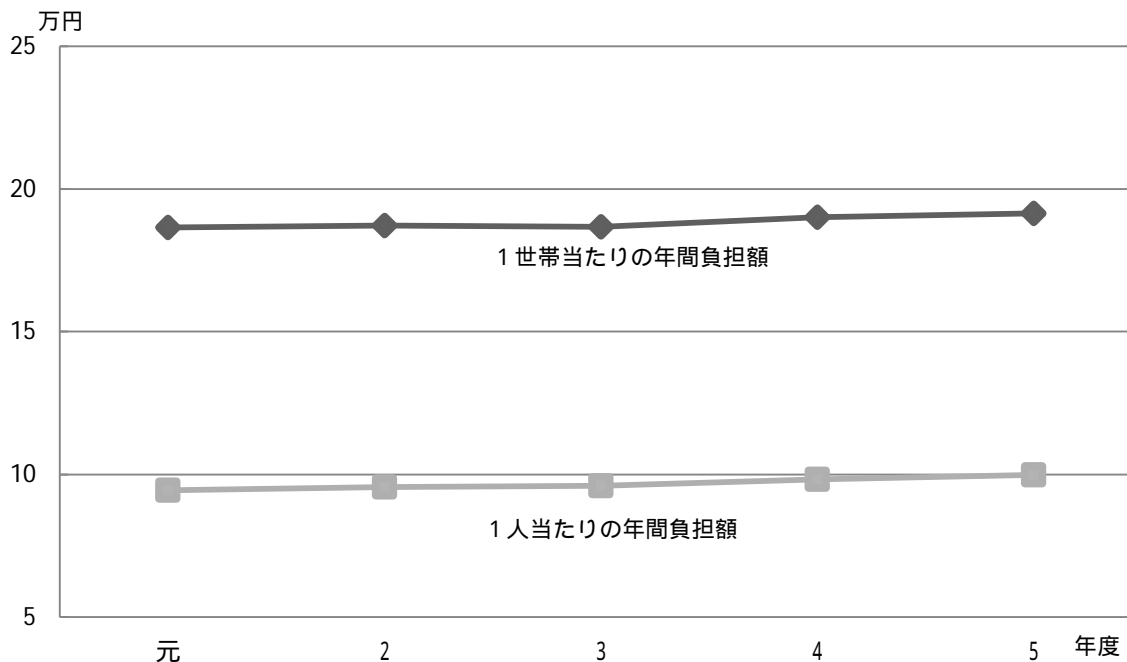
（単位：円）

年度	区分	区民1人当たりの特別区税負担額			1世帯当たりの特別区税負担額		
		年間	1か月平均	指数	年間	1か月平均	指数
元		94,373	7,864	100.0	186,530	15,544	100.0
2		95,616	7,968	101.3	187,122	15,594	100.3
3		95,976	7,998	101.7	186,682	15,557	100.1
4		98,259	8,188	104.1	190,007	15,834	101.9
5		99,777	8,315	105.7	191,427	15,952	102.6

人口、世帯は、各年1月1日現在（外国人住民を含む）

指数：令和元年度の1か月平均を100とする。

（図5） 特別区税年間負担額（調定額ベース）の推移



2．特別区民税

地方税の基本とされる住民税は、市町村民税と道府県民税に、また個人分と法人分とに分かれる。

特別区民税は、住民税のうち“市町村民税の個人分”に相当する税目で、原則として前年の所得に対して課税するものである。また、特別区の行政上の諸施策に対する経費の一部について、住民に広く負担を求める均等割と、所得に応じて負担を求める所得割とから成る。

特別区民税は、“道府県民税の個人分”に相当する個人都民税とあわせて「個人住民税」または単に「住民税」と呼ばれる。これらは特別区があわせて課税・徴収の事務を行っている。

“市町村民税の法人分”、“道府県民税の法人分”に相当する税目は、特別区では東京都の特例によりすべてが都税とされており、「法人住民税」、「法人都民税」と呼ばれ、東京都が課税・徴収している。

以下、単に「住民税」、「特別区民税・都民税（住民税）」と記載されているものは、「個人住民税」を指す。

特別区民税は、区税収入に占める割合が高く、令和5年度区税収入額726億5,639万円のうち、683億6,364万円（94.1%）を占めている。特別区民税の収入額は前年度に比べて11億3,670万円（1.7%）の増となった。

その内訳をみると、

普通徴収（現年度分）収入額は166億1,039万円で、3億6,751万円（2.2%）の減、

給与特徴（現年度分）収入額は488億1,415万円で、15億3,399万円（3.2%）の増、

年金特徴（現年度分）収入額は21億3,185万円で、1,432万円（0.7%）の減となった。

過年度収入額は2億8,145万円で、2,493万円（9.7%）の増となった。

滞納繰越収入額は5億2,581万円で、4,039万円（7.1%）の減となった。

（P18・19およびP24・25参照）

また、納税義務者は415,762人で、前年度に比べ4,704人（1.1%）増加した。内訳をみると、普通徴収は1,298人（1.3%）の増、給与特別徴収は3,888人（1.4%）の増、年金特別徴収は482人（1.7%）の減である。

この他に、過年度分の納税義務者は748人で、前年度に比べ57人（7.1%）減少した。（P23参照）

税制改正

令和5年度から適用された主な改正内容

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の見直し

住宅ローン控除の入居に係る適用期限が4年延長（令和7年12月31日までに入居した者が対象）された。

令和4年～7年の間に入居した場合の住宅ローン控除の適用期間は、つぎのとおりとされた。

ア 省エネ性能等の高い新築住宅等に令和4年～7年の間に入居した場合 13年間

イ 省エネ基準を満たさない新築住宅に令和4・5年に入居した場合 13年間

ウ 省エネ基準を満たさない新築住宅に令和6・7年に入居した場合 10年間

エ 既存住宅に令和4年～7年の間に入居した場合 10年間

令和4年～7年の間に入居した場合の住宅ローン控除の控除額は、所得税の課税総所得金額等の5%（上限97,500円）とされた。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の見直し

セルフメディケーション税制の適用期限が5年延長（令和8年12月31日までの購入費が対象）され、各年の控除額は、対象医薬品の購入費のうち、12,000円を超える額（上限88,000円）とされた。

民法改正に伴う未成年者の非課税措置の範囲について

民法における成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、令和5年度から、1月1日（賦課期日）時点で18歳または19歳の方は、住民税の非課税の判定において未成年者に当たらないこととなった。

(1) 納税義務者数

普通徴収・特別徴収（現年度分）納税義務者数

年 度	区 分	納 税 義 務 者 数 （ 人 ）				
		均 の み	均 + 所	所 の み	計	合 計
元	普通徴収	8,915	97,646		106,561	398,033
	給与特別徴収	2,977	258,585	3,148	264,710	
	年金特別徴収	2,972	23,790		26,762	
2	普通徴収	8,898	99,885		108,783	407,973
	給与特別徴収	3,031	265,819	3,617	272,467	
	年金特別徴収	3,165	23,558		26,723	
3	普通徴収	8,690	94,790		103,480	408,947
	給与特別徴収	3,285	271,230	3,527	278,042	
	年金特別徴収	3,420	24,005		27,425	
4	普通徴収	8,337	94,514		102,851	411,058
	給与特別徴収	3,275	273,819	3,017	280,111	
	年金特別徴収	3,874	24,222		28,096	
5	普通徴収	8,452	95,697		104,149	415,762
	給与特別徴収	3,281	277,212	3,506	283,999	
	年金特別徴収	3,810	23,804		27,614	
6 (6月末)	普通徴収	15,770	87,277		103,047	419,026
	給与特別徴収	9,284	275,579	1,395	286,258	
	年金特別徴収	7,361	22,360		29,721	

均のみ.....均等割だけを納める者

均+所.....均等割と所得割を納める者

所のみ.....所得割だけを納める者（退職所得にかかる現年分離課税の対象者のみ）

併徴者は、以下の基準で、より大きい方の1つの区分に含めて計上する。

給与特別徴収 > 普通徴収 > 年金特別徴収

普通徴収（過年度分）納税義務者数

年 度	区 分	納 税 義 務 者 数 （ 人 ）		
		均 の み	均 + 所	計
元		60	868	928
2		77	726	803
3		70	863	933
4		62	743	805
5		61	687	748
6 (6月末)		27	279	306

(2) 調定額の内訳および収入額（滞納繰越分を除く）

普通徴収（現年度分）

区分 年度	均等割額		所得割額				調定額計		収入額		
	千円	前年比 %	総所得分 千円	前年比 %	分離譲渡分 千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %	収入歩合 %
元	363,493	101.3	13,500,510	99.2	2,222,431	79.1	16,086,434	95.9	15,269,560	95.2	94.9
2	363,356	100.0	13,559,898	100.4	2,403,326	108.1	16,326,580	101.5	15,768,467	103.3	96.6
3	340,268	93.6	13,579,804	100.1	2,512,462	104.5	16,432,534	100.6	15,943,760	101.1	97.0
4	339,634	99.8	14,421,372	106.2	2,759,636	109.8	17,520,642	106.6	16,977,895	106.5	96.9
5	343,219	101.1	14,176,242	98.3	2,657,672	96.3	17,177,133	98.0	16,610,386	97.8	96.7
6 (6月末)	264,103	76.9	12,867,152	90.8	3,116,157	117.3	16,247,412	94.6			

普通徴収（過年度分）

区分 年度	均等割額		所得割額		調定額計		収入額		収入歩合 %
	千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %	
元	6,721	122.1	342,269	111.8	348,990	112.0	279,090	106.1	80.0
2	5,893	87.7	270,480	79.0	276,373	79.2	233,756	83.8	84.6
3	6,106	103.6	358,825	132.7	364,931	132.0	314,525	134.6	86.2
4	5,792	94.9	294,931	82.2	300,723	82.4	256,515	81.6	85.3
5	5,551	95.8	345,767	117.2	351,318	116.8	281,448	109.7	80.1
6 (6月末)	3,263	58.8	166,643	48.2	169,906	48.4			

年金特別徴収（現年度分）

区分 年度	均等割額		所得割額				調定額計		収入額		
	千円	前年比 %	総所得分 千円	前年比 %	分離譲渡分 千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %	収入歩合 %
元	130,238	96.3	1,934,716	98.4	30,124	99.3	2,095,078	98.2	2,095,916	98.2	100.0
2	136,332	104.7	1,925,157	99.5	26,329	87.4	2,087,818	99.7	2,089,071	99.7	100.1
3	145,727	106.9	1,971,751	102.4	27,981	106.3	2,145,459	102.8	2,147,801	102.8	100.1
4	148,539	101.9	1,966,882	99.8	28,376	101.4	2,143,797	99.9	2,146,163	99.9	100.1
5	148,488	100.0	1,951,455	99.2	30,839	108.7	2,130,782	99.4	2,131,845	99.3	100.0
6 (6月末)	132,481	89.2	1,839,465	94.3	44,229	143.4	2,016,175	94.6			

給与特別徴収（現年度分＝①＋②）

区分 年度	① 現年度課税分							
	均等割額		所得割額				調定額計	
	千円	前年比 %	総所得・分離譲渡 千円	前年比 %	退職所得分 千円	前年比 %	千円	前年比 %
元	736,538	103.3	36,806,266	102.8	703,094	108.0	38,245,898	102.9
2	758,691	103.0	37,927,843	103.0	620,013	88.2	39,306,547	102.8
3	774,218	102.0	37,599,699	99.1	765,495	123.5	39,139,412	99.6
4	779,977	100.7	38,358,602	102.0	677,167	88.5	39,815,746	101.7
5	789,377	101.2	39,656,127	103.4	783,036	115.6	41,228,540	103.5
6 (6月末)	686,248	86.9	39,044,846	98.5	265,802	33.9	39,996,896	97.0

区分 年度	② 前年度課税分						調定額計		収入額		
	均等割額		所得割額		調定額計		①＋② 千円	前年比 %	千円	前年比 %	収入歩合 %
	千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %					
元	140,983	103.6	7,023,479	103.9	7,164,462	103.9	45,410,360	103.1	45,233,260	102.6	99.6
2	145,294	103.1	7,212,006	102.7	7,357,300	102.7	46,663,847	102.8	46,589,185	103.0	99.8
3	150,517	103.6	7,442,853	103.2	7,593,370	103.2	46,732,782	100.1	46,595,990	100.0	99.7
4	152,637	101.4	7,342,229	98.6	7,494,866	98.7	47,310,612	101.2	47,280,165	101.5	99.9
5	153,941	100.9	7,504,658	102.2	7,658,599	102.2	48,887,139	103.3	48,814,151	103.2	99.9
6 (6月末)	155,755	101.2	7,760,138	103.4	7,915,893	103.4	47,912,789	98.0			

特別徴収（給与＋年金）

区分 年度	調定額計		収入額計		
	千円	前年比 %	千円	前年比 %	収入歩合 %
元	47,505,438	102.8	47,329,176	102.4	99.6
2	48,751,665	102.6	48,678,256	102.9	99.8
3	48,878,241	100.3	48,743,791	100.1	99.7
4	49,454,409	101.2	49,426,328	101.4	99.9
5	51,017,921	103.2	50,945,996	103.1	99.9
6 (6月末)	49,928,964	97.9			

(4) 所得控除額【特別区民税・都民税（住民税）】

種 類		年 度					
		元	2	3	4	5	6
基 礎 控 除		33万円		0～43万円			
配 偶 者 控 除	一 般 の 配 偶 者	33万円		11～33万円			
	老 人 配 偶 者	38万円		13～38万円			
配 偶 者 特 別 控 除		限度額 33万円					
扶 養 控 除	一 般 の 扶 養 親 族	33万円					
	特 定 扶 養 親 族	45万円					
	老 人 扶 養 親 族	38万円					
	同 居 老 親 等 扶 養 親 族	45万円					
障 害 者 控 除	一 般 の 障 害 者	26万円					
	特 別 障 害 者	30万円					
	同 居 特 別 障 害 者	53万円					
寡 婦 （ 夫 ） 控 除		26万円		26万円※1			
特 別 寡 婦 控 除		30万円		-			
ひ と り 親 控 除		-		30万円			
勤 労 学 生 控 除		26万円					
医 療 費 の 控 除 限 度 額		200万円					
セルフメディケーション税制 （医療費控除の特例）限度額		88,000円					
生 命 保 険 料 の 控 除 限 度 額	新 ※2	一 般	28,000円				
		介 護 医 療	28,000円				
		個 人 年 金	28,000円				
	旧	一 般	35,000円				
		個 人 年 金	35,000円				
地 震 保 険 料 の 控 除 限 度 額		25,000円					
(旧)長期損害保険料		10,000円					
地震保険料と(旧)長期損害 保険料の両方がある場合		25,000円					

※1 令和3年度から、寡婦（夫）控除はひとり親控除の新設に伴い、寡婦控除のみとなった。

※2 所得控除のうち「社会保険料控除」「小規模企業共済等掛金控除」「雑損控除」については、限度額が無い
ため上表には記載していない。

(5) 非課税の所得限度額【特別区民税・都民税（住民税）】

(☆は、同一生計配偶者または扶養親族を有する場合に加算する。)

種 類		年 度					
		元	2	3	4	5	6
障 害 者 ・ 未 成 年 者 ※ 3 ・ 寡 婦 (夫) ・ ひ と り 親 の 非 課 税 所 得 限 度 額		125万円		135万円			
均 等 割 の 非 課 税 限 度 額		35万円 × (同一生計配 偶者 + 扶養親族数 + 1) + ☆21万円…A		A + 10万円※4			
所 得 割 の 非 課 税 限 度 額		35万円 × (同一生計配 偶者 + 扶養親族数 + 1) + ☆32万円…B		B + 10万円※4			

※3 令和5年度から、未成年者は、18歳未満となった。

※4 令和3年度から控除が見直され、従来より非課税限度額がそれぞれ10万円増となった。

(6) 滞納整理状況

年 度	区 分 項 目	①	②		③	左 の ④
		調 定 額	自 然 収 入		滞 納 額 (①-②)	
		千円	千円	%	千円	千円
元	現年課税分	63,940,862	58,043,929	90.78	5,896,933	4,810,295
	滞納繰越分	1,372,357	-2,029	-0.15	1,374,386	670,500
	計	65,313,219	58,041,900	88.87	7,271,319	5,480,795
2	現年課税分	65,354,618	59,858,714	91.59	5,495,904	4,805,484
	滞納繰越分	1,415,749	-327	-0.02	1,416,076	567,153
	計	66,770,367	59,858,387	89.65	6,911,980	5,372,637
3	現年課税分	65,675,706	60,290,175	91.80	5,385,531	4,679,557
	滞納繰越分	1,230,936	-697	-0.06	1,231,633	573,248
	計	66,906,642	60,289,478	90.11	6,617,164	5,252,805
4	現年課税分	67,275,774	61,843,960	91.93	5,431,814	4,781,801
	滞納繰越分	974,418	-1,217	-0.12	975,635	449,086
	計	68,250,192	61,842,743	90.61	6,407,449	5,230,887
5	現年課税分	68,546,372	62,967,873	91.86	5,578,499	4,833,209
	滞納繰越分	873,294	-496	-0.06	873,790	414,763
	計	69,419,666	62,967,377	90.71	6,452,289	5,247,972

注) 1. 自然収入B欄はつぎにより記載。

①還付未済額を差し引いた金額を記載（したがって、数値がマイナスになる場合もあるが、その際はマイナスの値を記入。）。

②督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに収納された金額を記載。

なお、地方税法第13条の2（繰上徴収）による納期限変更分については、変更後の納期限までに自主納付されたもののみをこの欄に記載。

2. 「滞納処分以外の収入額」D欄は、滞納額に対する収入額のうち、滞納者による自主納付（徴収猶予又は換価の猶予期間中のものを含む）等、滞納処分以外の手段による収入額を記載。したがって、いわゆる公売前収入額（財産差押後、公売前に自主納付された金額）を含む。

滞納額 ㉔ に対する収入額			㉕ 不納欠損額	㉖ 収入未済額		
㉗ 滞納処分による収入額	㉘ 計 (㉙+㉗)	㉘/㉙		(㉔-㉘-㉕)	㉖/㉔	内執行停止額
千円	千円	%	千円	千円	%	千円
16,890	4,827,185	81.86	8,841	1,060,907	1.66	4,794
161,563	832,063	60.54	173,773	368,550	26.86	85,335
178,453	5,659,248	77.83	182,614	1,429,457	2.19	90,129
8,289	4,813,773	87.59	8,267	673,864	1.03	3,539
121,618	688,771	48.64	161,141	566,164	39.99	68,971
129,907	5,502,544	79.61	169,408	1,240,028	1.86	72,510
22,077	4,701,634	87.30	26,432	657,465	1.00	—
124,378	697,626	56.64	206,731	327,276	26.59	57,303
146,455	5,399,260	81.59	233,163	984,741	1.47	57,303
17,472	4,799,273	88.35	13,898	618,643	0.92	—
117,115	566,201	58.03	148,401	261,033	26.79	31,939
134,587	5,365,474	83.74	162,299	879,676	1.29	31,939
24,017	4,857,226	87.07	12,581	708,692	1.03	—
111,050	525,813	60.18	110,075	237,902	27.24	2,390
135,067	5,383,039	83.43	122,656	946,594	1.36	2,390

3. 滞納処分による収入額E欄は、国税徴収法第128条第1項第1号から第3号に規定する金銭（差押財産の売却代金、差押債権の取立代金、差し押さえた金銭等）について、配当または充当した金額および国税徴収法第128条第1項第4号に規定する金銭（交付要求により交付を受けた金銭）について充当した金額を記載。

※ 表のB欄は督促状を発した日から起算して10日を経過した日（納期限後約30日目）までに収納された金額である。

令和5年度中の滞納処分による収入額（延滞金によるものを除く。）は、135,067千円であった。その内訳は
(1) 差押債権の取立てによるもの129,083千円、(2) 交付要求に係る配当金5,984千円であった。

(7) 差押財産別滞納処分状況

年 度	区 分 項 目	① 差 押 額			処 理					
		差 押 額	期別件数	人 員	② 公 売 前 収 入			③ 公 売 収 入		
					収 入 額	期別件数	人 員	収 入 額	期別件数	人 員
		千円	件	人	千円	件	人	千円	件	人
元	動 産	5,767	245	11	1,645	49	3	—	—	—
	債 権	734,381	32,832	3,541	42,670	5,763	1,148	175,396	8,076	846
	不 動 産	52,784	1,480	100	4,372	425	38	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	792,932	34,557	3,652	48,687	6,237	1,189	175,396	8,076	846
2	動 産	2,962	162	12	736	65	5	—	—	—
	債 権	568,533	25,896	2,859	40,191	6,126	1,086	123,573	4,974	487
	不 動 産	57,624	1,222	97	4,445	304	38	1,799	26	2
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	629,119	27,280	2,968	45,372	6,495	1,129	125,372	5,000	489
3	動 産	2,147	90	6	209	1	1	—	—	—
	債 権	553,211	23,575	2,610	39,557	5,607	1,045	143,031	5,514	447
	不 動 産	30,960	889	75	5,929	278	32	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	586,318	24,554	2,691	45,695	5,886	1,078	143,031	5,514	447
4	動 産	861	38	4	105	9	1	—	—	—
	債 権	503,546	20,187	2,386	46,024	5,551	996	129,463	4,454	391
	不 動 産	26,740	781	66	3,559	214	25	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	531,147	21,006	2,456	49,688	5,774	1,022	129,463	4,454	391
5	動 産	5,847	43	6	379	3	2	—	—	—
	債 権	453,172	17,056	2,336	29,339	3,354	891	129,083	4,585	424
	不 動 産	24,206	597	55	4,039	173	25	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	483,225	17,696	2,397	33,757	3,530	918	129,083	4,585	424

- (注) 1. 「差押額」は令和5年度に繰越された差押中の額に令和5年度中の新規差押額を加算した額を記載。この場合の税額は、調定減または取消があればその後の金額を計上。なお、参加差押又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律による二重差押については、差押の効力が生じた分についてのみ記載。
2. 2種以上の差押財産がある場合は、何れか主たる財産により処理。
3. 件数は、納期毎に計上。

濟			額			⑥			⑦		
④ その他の処理			⑤ 合計			処理歩合 (⑤/④)			⑧ 差押中 (④-⑤)		
解除額	期別件数	人員	処理額	期別件数	人員	処理額	期別件数	人員	差押額	期別件数	人員
千円	件	人	千円	件	人	%	%	%	千円	件	人
1,920	103	2	3,565	152	5	61.8	62.0	45.5	2,202	93	6
300,287	11,909	1,067	518,353	25,748	3,061	70.6	78.4	86.4	216,028	7,084	480
361	14	2	4,733	439	40	9.0	29.7	40.0	48,051	1,041	60
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
302,568	12,026	1,071	526,651	26,339	3,106	66.4	76.2	85.0	266,281	8,218	546
1,464	47	4	2,200	112	9	74.3	69.1	75.0	762	50	3
185,769	7,086	665	349,533	18,186	2,238	61.5	70.2	78.3	219,000	7,710	621
15,567	74	5	21,811	404	45	37.9	33.1	46.4	35,813	818	52
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
202,800	7,207	674	373,544	18,702	2,292	59.4	68.6	77.2	255,575	8,578	676
1,183	60	2	1,392	61	3	64.8	67.8	50.0	755	29	3
152,448	5,659	565	335,036	16,780	2,057	60.6	71.2	78.8	218,175	6,795	553
712	24	5	6,641	302	37	21.5	34.0	49.3	24,319	587	38
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
154,343	5,743	572	343,069	17,143	2,097	58.5	69.8	77.9	243,249	7,411	594
45	1	1	150	10	2	17.4	26.3	50.0	711	28	2
129,926	4,156	463	305,413	14,161	1,850	60.7	70.1	77.5	198,133	6,026	536
3,474	42	5	7,033	256	30	26.3	32.8	45.5	19,707	525	36
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
133,445	4,199	469	312,596	14,427	1,882	58.9	68.7	76.6	218,551	6,579	574
4,676	5	1	5,055	8	3	86.5	18.6	50.0	792	35	3
128,962	3,625	446	287,384	11,564	1,761	63.4	67.8	75.4	165,788	5,492	575
1,977	28	4	6,016	201	29	24.9	33.7	52.7	18,190	396	26
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
135,615	3,658	451	298,455	11,773	1,793	61.8	66.5	74.8	184,770	5,923	604

4. 人員は、つきにより記載。

①「処理欄」は完納の場合のみ1人として計上。なお、公売前収入と公売収入で完納となった場合は、いずれかの額の大きい収入欄に1人として計上。

②「その他の処理」欄は、未収入金額があるにもかかわらず、差押を解除した場合に、当該対象者を1人として計上。

③2種以上の差押財産がある場合には、左記2にかかわらず、それぞれの財産区分毎に、①②に従い、1人として計上。

5. 公売収入欄には、公売または随意契約もしくは差押債権取立てに係る収入分を、公売前収入欄には公売収入以外の収入を記載。

6. 「その他の処理」欄は、完納以外の理由による差押解除分を記載。

7. 歩合は、小数点以下第1位まで表示。

3. 軽自動車税環境性能割

令和元年10月1日から自動車取得税（都税）が廃止され、新たに特別区税として軽自動車税環境性能割が導入された。軽自動車税環境性能割は、取得価額が50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得した時に燃費性能等に応じて、新車・中古車を問わずその車両を取得した者に課税される。

軽自動車税環境性能割の税額は、車両の取得価額に以下の税率を乗じて算出する。

なお、軽自動車税環境性能割は特別区税だが、当分の間、東京都が賦課・徴収を行う。

軽自動車税環境性能割の税率

区分				税率	
				自家用	営業用
軽乗用車	電気自動車、燃料電池自動車および天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制 NOx10%以上低減または平成30年排出ガス規制に適合する車両）			非課税	非課税
	ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車	令和2年度燃費基準 + 令和12年度燃費基準75%達成車		
			令和2年度燃費基準 + 令和12年度燃費基準60%達成車		
			令和12年度燃費基準55%達成車	2%	1%
	上記以外				
軽貨物車	電気自動車、燃料電池自動車および天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制 NOx10%以上低減または平成30年排出ガス規制に適合する車両）			非課税	非課税
	ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車	平成27年度燃費基準 + 25%達成車		
			平成27年度燃費基準 + 20%達成車		
			平成27年度燃費基準 + 15%達成車	2%	1%
	上記以外				

4. 軽自動車税種別割

軽自動車税種別割は、軽自動車等を所有する者に課税される。

令和5年度の軽自動車税収入額（環境性能割を含む）は4億3,345万円で、区税収入額の0.6%を占めており、前年度に比べて1,043万円（2.5%）の増となった。

現年課税分（現年度および過年度）の課税件数は73,378件で、前年度に比べて397件（0.5%）増であった。

車種別にみると、原動機付自転車およびミニカーは394件（1.6%）の減、軽自動車（被けん引車を含む。）は571件（1.4%）の増、小型特殊自動車は26件（6.2%）の減、二輪の小型自動車は246件（3.1%）の増であった。（P36・37参照）

令和6年度から、一定の要件を満たす電動キックボードなどは、原動機付自転車から区分して、新たに特定小型原動機付自転車として、軽自動車税種別割（年税2,000円）が課税されることとなった。

軽自動車税種別割の税額

・原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等の税額

車両区分		年額（令和5年度）
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	90cc以下	
	125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽自動車	二輪 （二輪の被けん引車を含む）	3,600円
	雪上車	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
二輪の小型自動車		6,000円

・平成27年3月以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車の税額

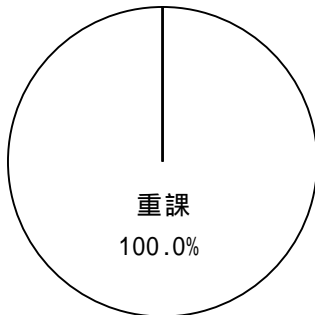
車両区分		年額（令和5年度）	
		平成22年3月以前に初めて 車両番号の指定を受けた車両 （重課税率）	平成22年4月から平成27年 3月の間に初めて車両番号の 指定を受けた車両（旧税率）
三輪		4,600円	3,100円
四輪以上	乗用	営業用	8,200円
		自家用	12,900円
	貨物	営業用	4,500円
		自家用	6,000円

・平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車の税額

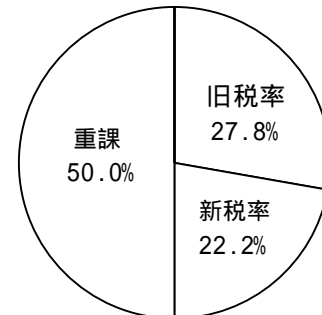
車両区分			年額（令和5年度）			
			新税率	令和5年度に限り軽課税率が適用される車両		
				75%軽減 される車両	50%軽減 される車両	25%軽減 される車両
三輪	乗用	営業用	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
	その他		3,900円	1,000円	-	-
四輪以上	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	-	-
	貨物	営業用	3,800円	1,000円	-	-
		自家用	5,000円	1,300円	-	-

（図6）5年度 軽自動車税種別割 車種別課税件数の税率区分割合

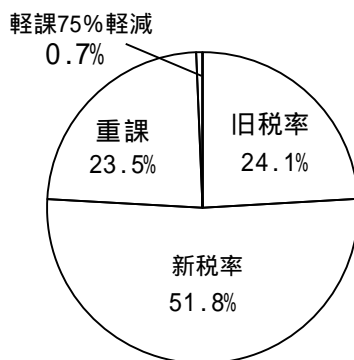
軽三輪（3台）



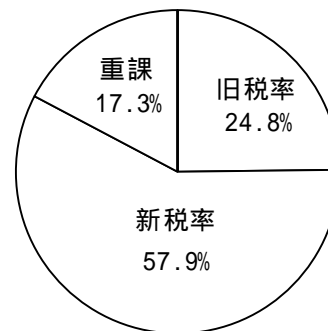
軽四輪乗用営業用（18台）



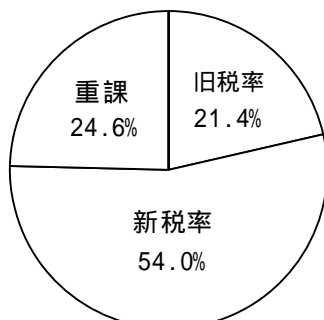
軽四輪乗用自家用（20,785台）



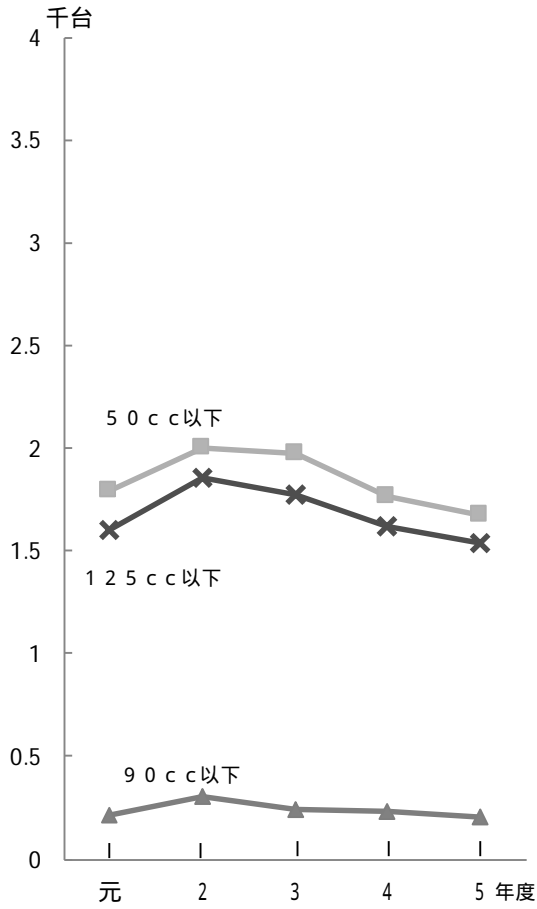
軽四輪貨物営業用（1,927台）



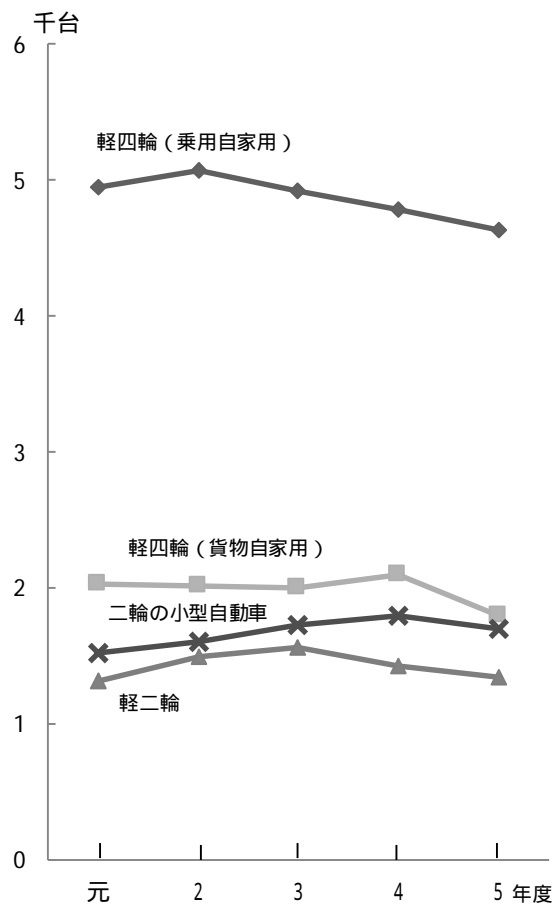
軽四輪貨物自家用（9,867台）



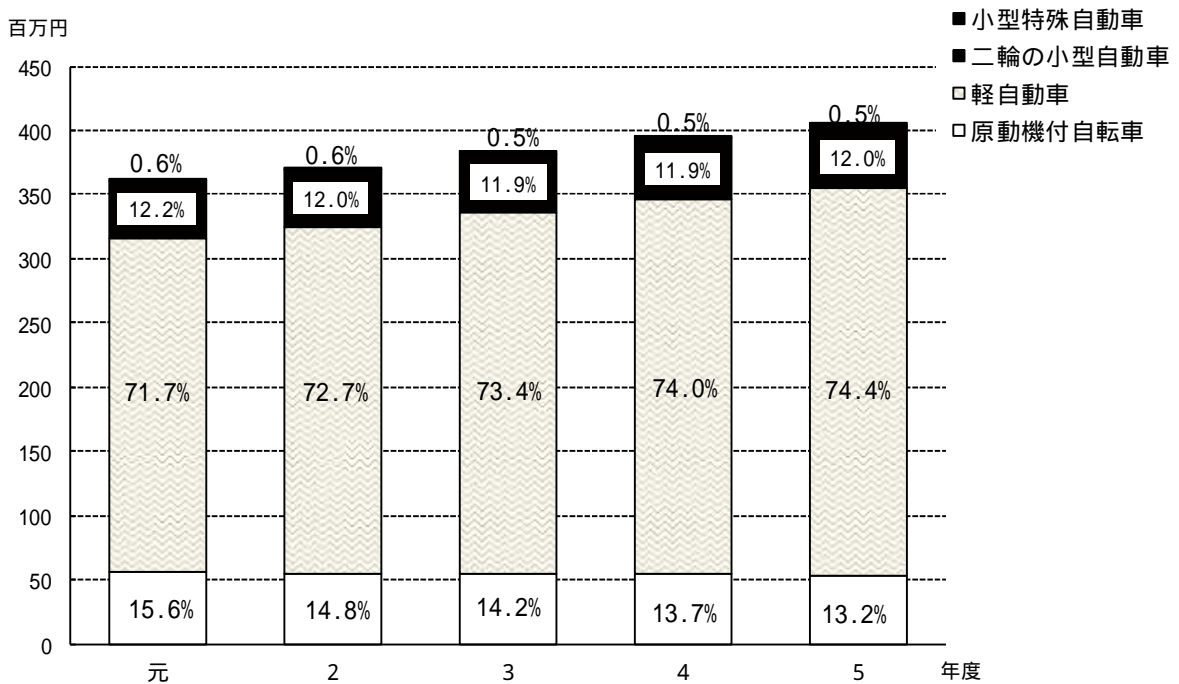
(図7) 原動機付自転車新規登録台数



(図8) 軽自動車等新規登録台数



(図9) 軽自動車税種別割調定額の推移と車種別構成



課税件数および調定額（決算）

現年課税分《現年度分および過年度分》（過年度分は()で内数表示)

区 分		令和元年度					令和2年度					令和3年度				
		課税件数		調定額			課税件数		調定額			課税件数		調定額		
		件	構成比	千円	構成比	前年比	件	構成比	千円	構成比	前年比	件	構成比	千円	構成比	
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	14,793	20.4	29,586	8.2	94.6	14,062	19.5	28,124	7.6	95.1	13,563	18.7	27,126	7.1	
							(9)		(18)			(21)		(42)		
	90cc以下	1,614	2.2	3,228	0.9	96.3	1,520	2.1	3,040	0.8	94.2	1,480	2.0	2,960	0.8	
												(2)		(4)		
	125cc以下	9,169	12.6	22,006	6.1	100.4	9,138	12.7	21,931	5.9	99.7	9,418	13.0	22,603	5.9	
						(4)		(10)			(3)		(7)			
	ミニカー	428	0.6	1,584	0.4	105.7	452	0.6	1,672	0.5	105.6	466	0.6	1,724	0.4	
	小 計	26,004	35.9	56,403	15.6	97.1	25,172	35.0	54,768	14.8	97.1	24,927	34.4	54,413	14.2	
							(13)		(28)			(26)		(53)		
軽 自 動 車	二 輪 車	7,927	10.9	28,537	7.9	98.8	7,845	10.9	28,242	7.6	99.0	7,933	10.9	28,559	7.5	
		(6)		(22)			(8)		(29)			(8)		(29)		
	[うち、 被けん引車]	[97]		[349]			[102]		[367]			[90]		[324]		
	三 輪 車	3	0.0	14	0.0	100.0	4	0.0	18	0.0	133.3	4	0.0	18	0.0	
	四 輪	乗 用	2	0.0	12	0.0	171.0	2	0.0	12	0.0	100.0	2	0.0	12	0.0
		自家用	19,203	26.5	178,460	49.2	105.0	19,520	27.1	187,641	50.6	105.1	19,960	27.5	197,793	51.6
		(12)		(103)			(6)		(55)			(5)		(57)		
	以 上	貨 物	1,479	2.0	5,099	1.4	116.8	1,651	2.3	5,866	1.6	115.0	1,828	2.5	6,548	1.7
自家用		10,081	13.9	47,686	13.2	101.7	9,899	13.8	47,704	12.9	100.0	9,849	13.6	48,265	12.6	
	(12)		(58)			(4)		(17)			(2)		(8)			
	雪 上 車	1	0.0	4	0.0	100.0	1	0.0	4	0.0	100.0	1	0.0	4	0.0	
	小 計	38,696	53.4	259,813	71.7	103.9	38,922	54.1	269,487	72.7	103.7	39,577	54.6	281,199	73.4	
		(30)		(183)			(21)		(111)			(15)		(94)		
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	138	0.2	331	0.1	100.0	137	0.2	329	0.1	99.3	137	0.2	329	0.1	
	そ の 他	311	0.4	1,835	0.5	99.4	301	0.4	1,776	0.5	96.8	298	0.4	1,758	0.5	
	小 計	449	0.6	2,166	0.6	99.5	438	0.6	2,105	0.6	97.2	435	0.6	2,087	0.5	
	二輪の小型自動車	7,351	10.1	44,106	12.2	99.6	7,418	10.3	44,508	12.0	100.9	7,594	10.5	45,564	11.9	
		(13)		(78)			(10)		(60)			(12)		(72)		
	合 計	72,500	100.0	362,488	100.0	102.2	71,950	100.0	370,867	100.0	102.3	72,533	100.0	383,264	100.0	
		(43)		(261)			(44)		(199)			(53)		(219)		

※ 令和6年度原動機付自転車50cc以下には、特定小型原動機付自転車97件を含む。

前年比	令和4年度					令和5年度					令和6年度(4月末現在)				
	課税件数		調定額			課税件数		調定額			課税件数		調定額		
	構成比	前年比	構成比	前年比	構成比	前年比	構成比	前年比	構成比	前年比	構成比	前年比	構成比	前年比	
%	件	%	千円	%	%	件	%	千円	%	%	件	%	千円	%	%
96.5	13,025 (4)	17.8	26,050 (8)	6.6	96.0	12,501 (5)	17.0	25,002 (10)	6.2	96.0	12,166	16.4	24,332	5.8	97.3
97.4	1,497	2.1	2,994	0.8	101.1	1,491 (1)	2.0	2,982 (2)	0.7	99.6	1,488	2.0	2,976	0.7	99.8
103.1	9,655 (6)	13.2	23,172 (14)	5.9	102.5	9,785 (2)	13.3	23,484 (5)	5.8	101.3	9,897	13.3	23,753	5.7	101.1
103.1	483	0.7	1,787	0.5	103.6	489	0.7	1,809	0.4	101.2	522	0.7	1,931	0.5	106.7
99.4	24,660 (10)	33.8	54,003 (22)	13.7	99.2	24,266 (8)	33.1	53,277 (17)	13.2	98.7	24,073	32.4	52,992	12.7	99.5
101.1	8,068 (5) [89]	11.1	29,045 (18) [320]	7.3	101.7	8,044 (3) [78]	11.0	28,958 (11) [281]	7.1	99.7	8,184 [81]	11.0	29,462 [292]	7.1	101.7
100.0	4	0.0	18	0.0	100.0	3	0.0	14	0.0	77.8	3	0.0	14	0.0	100.0
100.0	2	0.0	12	0.0	100.0	18	0.0	129	0.0	1075.0	39	0.1	282	0.1	218.3
105.4	20,304 (2)	27.8	207,747 (26)	52.5	105.0	20,785 (2)	28.3	215,593 (20)	53.2	103.8	21,497 (3)	28.9	225,160 (39)	54.0	104.4
111.6	1,871	2.6	6,851	1.7	104.6	1,927	2.6	7,173	1.8	104.7	1,922	2.6	7,253	1.7	101.1
101.2	9,824	13.5	48,909	12.4	101.3	9,867 (4)	13.4	49,650 (20)	12.3	101.5	9,902	13.3	50,332	12.1	101.4
100.0	1	0.0	4	0.0	100.0	1	0.0	4	0.0	100.0	1	0.0	4	0.0	100.0
104.3	40,074 (7)	54.9	292,586 (44)	74.0	104.0	40,645 (9)	55.4	301,521 (51)	74.4	103.1	41,548 (3)	55.9	312,507 (39)	74.9	103.6
100.0	140	0.2	336	0.1	102.2	139	0.2	334	0.1	99.4	139	0.2	334	0.1	100.0
99.0	280	0.4	1,652	0.4	94.0	255	0.3	1,505	0.4	91.1	254	0.3	1,499	0.4	99.6
99.2	420	0.6	1,988	0.5	95.3	394	0.5	1,838	0.5	92.5	393	0.5	1,832	0.4	99.7
102.4	7,827 (6)	10.7	46,962 (36)	11.9	103.1	8,073 (12)	11.0	48,438 (72)	12.0	103.1	8,300	11.2	49,800	11.9	102.8
103.3	72,981 (23)	100.0	395,539 (102)	100.0	103.2	73,378 (29)	100.0	405,075 (140)	100.0	102.4	74,314 (3)	100.0	417,131 (39)	100.0	103.0

軽三輪および軽四輪の税率別課税件数および調定額（決算）

現年課税分《現年度分および過年度分》（過年度分は()で内数表示)

区 分		令 和 2 年 度				令 和 3 年 度				令 和 4		
		課税件数		調定額		課税件数		調定額		課税件数		
		件	構成比	千円	構成比	件	構成比	千円	構成比	件	構成比	
旧税率	軽三輪	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	軽四輪乗用	営業用	1	0.0	6	0.0	1	0.0	6	0.0	1	0.0
		自家用	8,098 (4)	26.1	58,306 (29)	24.2	6,928 (1)	21.9	49,882 (7)	19.7	5,948	18.6
	軽四輪貨物	営業用	702 (2)	2.3	2,106 (6)	0.9	659	2.1	1,977	0.8	575	1.8
		自家用	3,880 (3)	12.5	15,520 (12)	6.4	3,174 (2)	10.0	12,696 (8)	5.0	2,598	8.1
	小 計	12,681 (9)	40.8	75,937 (47)	31.5	10,762 (3)	34.0	64,560 (15)	25.6	9,122	28.5	
新税率	軽三輪	1	0.0	4	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	軽四輪乗用	営業用	1	0.0	7	0.0	1	0.0	7	0.0	1	0.0
		自家用	6,349	20.4	68,569	28.4	7,812 (1)	24.7	84,370 (11)	33.4	9,653	30.2
	軽四輪貨物	営業用	669	2.2	2,542	1.1	853	2.7	3,241	1.3	999	3.1
		自家用	3,523 (1)	11.3	17,615 (5)	7.3	4,153	13.1	20,765	8.2	4,839	15.1
	小 計	10,543 (1)	33.9	88,737 (5)	36.8	12,819 (1)	40.5	108,383 (11)	42.9	15,492	48.4	
重課税率	軽三輪	3	0.0	14	0.0	4	0.0	18	0.0	4	0.0	
	軽四輪乗用	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	4,198 (2)	13.5	54,154 (26)	22.4	4,491 (3)	14.2	57,934 (39)	22.9	4,703 (2)	14.7
	軽四輪貨物	営業用	257 (1)	0.8	1,157 (5)	0.5	282	0.9	1,269	0.5	295	0.9
		自家用	2,311	7.4	13,866	5.7	2,373	7.5	14,238	5.6	2,387	7.5
	小 計	6,769 (3)	21.8	69,191 (30)	28.7	7,150 (3)	22.6	73,459 (39)	29.1	7,389 (2)	23.1	
軽課税率（75%軽減）	軽三輪	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	軽四輪乗用	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	軽四輪貨物	営業用	3	0.0	3	0.0	20	0.1	20	0.0	2	0.0
		自家用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小 計	3	0.0	3	0.0	20	0.1	20	0.0	2	0.0	
軽課税率（50%軽減）	軽三輪	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	軽四輪乗用	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	176	0.6	950	0.4	110	0.3	594	0.2	0	0.0
	軽四輪貨物	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小 計	176	0.6	950	0.4	110	0.3	594	0.2	0	0.0	
軽課税率（25%軽減）	軽三輪	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	軽四輪乗用	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	699	2.2	5,662	2.3	619	2.0	5,014	2.0	0	0.0
	軽四輪貨物	営業用	20	0.1	58	0.0	14	0.0	41	0.0	0	0.0
		自家用	185	0.6	703	0.3	149	0.5	566	0.2	0	0.0
	小 計	904	2.9	6,423	2.7	782	2.5	5,621	2.2	0	0.0	

車種別登録・廃車台数

区 分		令 和 元 年 度			令 和 2 年 度			
		登 録	廃 車	差引増減	登 録	廃 車	差引増減	
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,791	2,489	-698	2,001	2,504	-503	
	90cc以下	217	307	-90	305	345	-40	
	125cc以下	1,600	1,634	-34	1,858	1,574	284	
	ミニカー	120	96	24	132	116	16	
	小 計	3,728	4,526	-798	4,296	4,539	-243	
軽 自 動 車	二 輪 車	1,313	1,402	-89	1,488	1,385	103	
	(うち、被けん引車)	(21)	(16)	(5)	(10)	(22)	(-12)	
	三 輪 車	1	—	1	1	1	0	
	四 輪 以 上	乗 用 車	営 業 用	—	—	—	—	—
			自 家 用	4,943	4,604	339	5,070	4,776
	貨 物 車	営 業 用	575	346	229	703	501	202
		自 家 用	2,026	2,253	-227	2,009	2,065	-56
	雪 上 車	—	—	—	—	—	—	
小 計	8,858	8,605	253	9,271	8,728	543		
小 型 特 殊 自 動 車	農 耕 作 業 用	17	17	0	16	16	0	
	そ の 他	22	33	-11	27	31	-4	
	小 計	39	50	-11	43	47	-4	
二輪の小型自動車		1,522	1,488	34	1,607	1,471	136	
合 計		14,147	14,669	-522	15,217	14,785	432	

※ 令和5年度原動機付自転車50cc以下には、特定小型原動機付自転車登録104台廃車7台

(単位：台)

令和3年度			令和4年度			令和5年度		
登録	廃車	差引増減	登録	廃車	差引増減	登録	廃車	差引増減
1,971	2,409	-438	1,768	2,260	-492	1,676	1,984	-308
243	220	23	230	233	-3	205	199	6
1,773	1,536	237	1,615	1,491	124	1,535	1,420	115
94	80	14	105	96	9	122	91	31
4,081	4,245	-164	3,718	4,080	-362	3,538	3,694	-156
1,553	1,410	143	1,417	1,363	54	1,346	1,294	52
(11)	(12)	(-1)	(6)	(17)	(-11)	(7)	(4)	(3)
—	—	—	3	4	-1	—	—	—
—	—	—	12	1	11	43	16	27
4,921	4,530	391	4,788	4,086	702	4,639	4,498	141
554	553	1	572	472	100	551	585	-34
1,995	1,997	-2	2,097	2,037	60	1,799	1,909	-110
—	—	—	—	—	—	—	—	—
9,023	8,490	533	8,889	7,963	926	8,378	8,302	76
6	5	1	12	12	0	9	9	0
14	30	-16	27	53	-26	21	22	-1
20	35	-15	39	65	-26	30	31	-1
1,721	1,500	221	1,794	1,461	333	1,697	1,601	96
14,845	14,270	575	14,440	13,569	871	13,643	13,628	15

を含む。

5. 特別区たばこ税

特別区たばこ税は、たばこの売り渡しに対して課する税である。

納税義務者は、たばこの製造者、卸売販売業者等であるが、実際の負担は、たばこの消費者に転嫁されている。

令和5年度のたばこ税の収入額は38億1,953万円で区税収入額の5.3%を占め、特別区民税に次ぐ財源となっている。

収入額を前年度収入額と比べると、362万円(0.1%)の減となった。

また、納税義務者は11社であった。

特別区たばこ税の推移

項目	元		2		3		4		5	
	本	前年比 %	本	前年比 %	本	前年比 %	本	前年比 %	本	前年比 %
売り渡し本数 (現年度分)	598,364,943	95.8	595,902,759	99.6	582,476,283	97.7	583,486,773	100.2	582,951,533	99.9
調定額	千円 3,391,004	% 100.5	千円 3,500,319	% 103.2	千円 3,673,500	% 104.9	千円 3,823,153	% 104.1	千円 3,819,533	% 99.9
税率等	(旧三級品以外) 1,000本につき 5,692円		1,000本につき 5,692円		1,000本につき 6,112円		1,000本につき 6,552円			
	(旧三級品) 1,000本につき 4,000円 元年 10月 1日から 1,000本につき 5,692円		2年 10月 1日から 1,000本につき 6,112円		3年 10月 1日から 1,000本につき 6,552円					

旧三級品とは、「わかば」「エコー」「しんせい」「うるま」「バイオレット」「ゴールデンバット(ボックスを除く)」をいう。

令和元年10月1日の税制改正により、旧三級品と旧三級品以外の税率が同じになり、区分がなくなった。

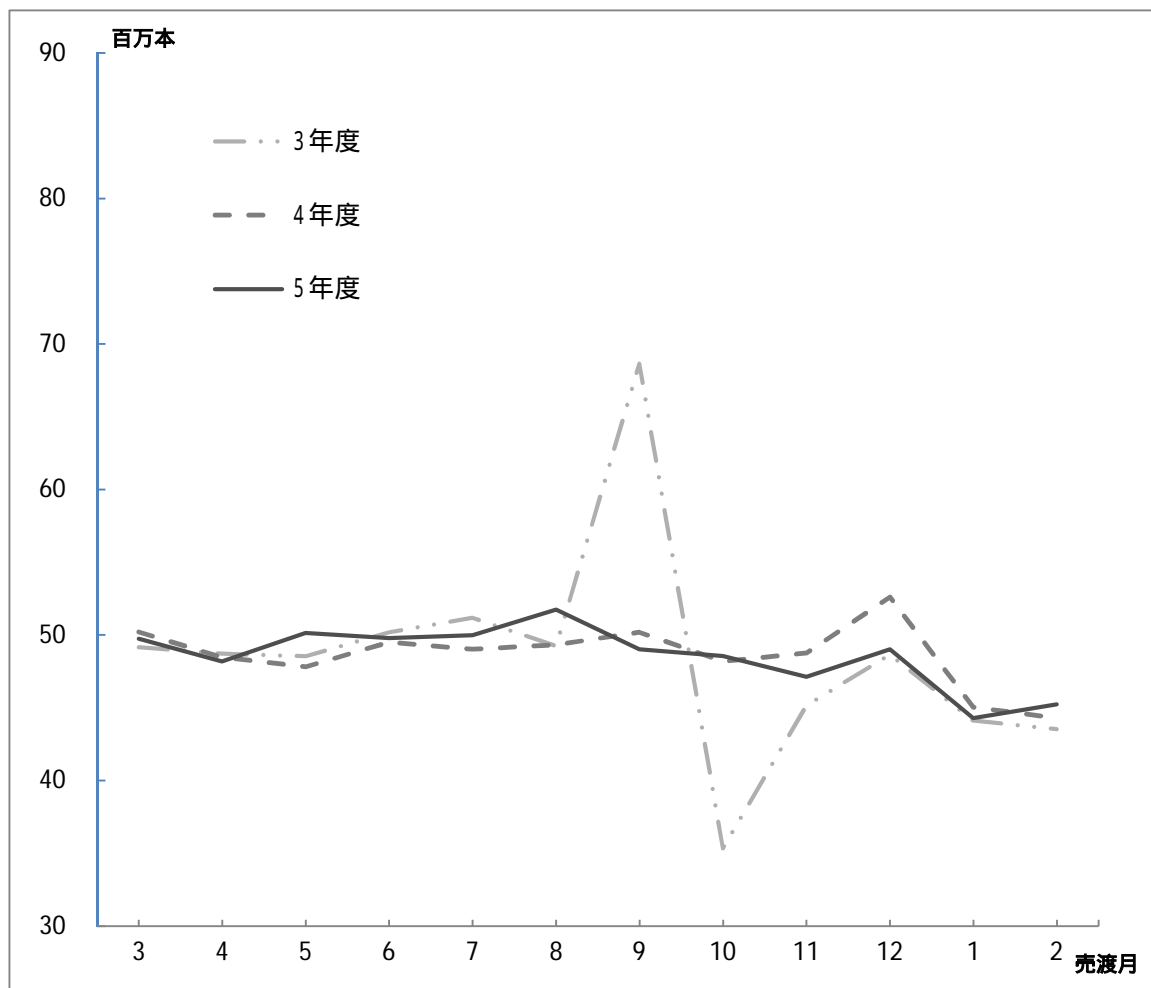
たばこ売り渡し本数

(単位：本、%)

年度 月	元		2		3		4		5	
	本	構成比 %	本	構成比 %	本	構成比 %	本	構成比 %	本	構成比 %
3	49,704,707	8.3	49,918,987	8.4	49,157,341	8.4	50,212,152	8.6	49,757,394	8.5
4	50,295,898	8.4	49,472,429	8.3	48,726,028	8.4	48,470,135	8.3	48,199,201	8.3
5	51,057,228	8.5	51,679,744	8.7	48,548,260	8.3	47,821,289	8.2	50,144,911	8.6
6	50,035,044	8.4	52,228,307	8.8	50,185,624	8.6	49,524,120	8.5	49,797,039	8.5
7	51,842,325	8.7	50,435,812	8.5	51,186,337	8.8	49,019,625	8.4	50,000,763	8.6
8	52,629,538	8.8	50,895,976	8.5	49,241,525	8.5	49,337,240	8.5	51,762,592	8.9
9	54,906,632	9.2	68,666,507	11.5	68,647,027	11.8	50,186,941	8.6	49,027,273	8.4
10	46,740,367	7.8	39,273,054	6.6	35,338,657	6.1	48,192,428	8.3	48,565,649	8.3
11	47,162,848	7.9	42,447,280	7.1	45,149,839	7.8	48,755,306	8.4	47,142,534	8.1
12	50,552,438	8.4	51,126,999	8.6	48,648,639	8.4	52,605,150	9.0	49,023,907	8.4
1	45,679,015	7.6	45,519,227	7.6	44,121,064	7.6	45,057,831	7.7	44,291,666	7.6
2	47,758,903	8.0	44,238,437	7.4	43,525,942	7.5	44,304,556	7.6	45,238,604	7.8
合計	598,364,943	100	595,902,759	100	582,476,283	100	583,486,773	100	582,951,533	100

構成比は四捨五入のため、各欄の合計と合計欄が一致しない場合がある。

(図 10) たばこ売り渡し本数の月別推移



6.入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てるための目的税となっている。平成 11 年度までは都税として課税されていたが、制度改正により、平成 12 年度から特別区税に変わった。

練馬区では、平成 15 年 6 月に入湯税の対象となる温泉施設ができた。令和 5 年度の入湯税の収入額は、3,976 万円であった。

(令和 5 年度、23 区で入湯税の課税実績のある区：練馬、千代田、中央、港、新宿、文京、台東、墨田、江東、大田、世田谷、杉並、豊島、板橋、葛飾、江戸川)

- | | |
|-------------|--|
| (1) 納税義務者 | 鉱泉浴場の入湯客 |
| (2) 税額 | 入湯客 1 人 1 日につき、150 円 |
| (3) 課税免除 | 年齢 12 歳未満の者
共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者
専ら日帰り客の利用に供される施設に規則で定める利用料金(1,200 円)以下で入湯する者 |
| (4) 特別徴収義務者 | 鉱泉浴場の経営者 |
| (5) 納期等 | 鉱泉浴場の経営者は、入湯客から入湯税を徴収(特別徴収)し、毎月末日までに前月分を区に申告して納入金を納付しなければならない。 |

IV 都民税徴収取扱費

区 分 年 度		請求金額合計		内					
				1. 納税義務者数に よるもの		2. 都民税払込金額 によるもの		3. 納税通知書数に よるもの	
		千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比
2	(算定基礎)	1,358,741	105.6	1,210,161 (403,387 人)	102.0 —	392 (5,598)	52.4 —	— (— 通)	— —
3	(算定基礎)	1,316,369	96.9	1,221,126 (407,042 人)	100.9 —	528 (7,538)	134.7 —	— (— 通)	— —
4	(算定基礎)	1,352,707	102.8	1,227,939 (409,313 人)	100.6 —	84 (1,193)	15.9 —	— (— 通)	— —
5	(算定基礎)	1,381,207	102.1	1,240,134 (413,378 人)	101.0 —	240 (3,429)	285.7 —	— (— 通)	— —
6	(算定基礎)	1,379,338	99.9	1,262,487 (420,829 人)	101.8 —	37 (529)	15.4 —	— (— 通)	— —

※ 上段は請求金額合計欄の内訳、下段の（）内は算定基礎数値である。

訳

4. 過誤納還付金額に よるもの		5. 還付加算金額に よるもの		6. 報奨金その他		7. 地方税法第47条第1項 第5号によるもの		8. 生命保険の二重課税に 係る給付金	
千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比
62,168	111.7	185	88.1	—	—	85,835	194.4	—	—
(159,405)	—	(475)	—	—	—	85,835	—	—	—
67,714	108.9	97	52.4	—	—	26,904	31.3	—	—
(173,627)	—	(249)	—	—	—	26,904	—	—	—
80,988	119.6	178	183.5	—	—	43,518	161.8	—	—
(207,662)	—	(457)	—	—	—	43,518	—	—	—
88,736	109.6	93	52.2	—	—	52,004	119.5	—	—
(227,529)	—	(238)	—	—	—	52,004	—	—	—
73,098	82.4	46	49.5	—	—	43,670	84.0	—	—
(187,431)	—	(118)	—	—	—	43,670	—	—	—

内訳2「都民税払込金額によるもの」は、都民税払込金額に7/100を乗じた金額。

内訳3「納税通知書数によるもの」は、納税通知書1通につき60円。

税 の 証 明

令和5年度の証明書の有料交付件数は、100,986件で、前年比2.8%減となった。

有料交付した証明書は、主につぎのような事項に関して使用されている。

住民税の課税（非課税）証明、納税証明

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 扶養家族認定（健康保険証等） | (2) 医療費の助成・減免 |
| (3) 児童扶養手当・乳幼児医療等 | (4) 学費助成・減免、奨学金申請 |
| (5) 出入国在留管理庁・帰化申請等 | (6) 年金 |
| (7) 都・県・区営住宅 | (8) 銀行ローン・公的資金借入 |
| (9) 幼稚園・保育園 | (10) シルバーパス |

軽自動車税の納税証明

車検（継続検査）以外の用途

証明書の有料交付件数

年 度	件 数	前 年 比
	件	%
元	120,568	93.1
2	103,875	86.2
3	105,905	102.0
4	103,935	98.1
5	100,986	97.2

納税貯蓄組合

納税資金の準備(貯蓄)と円滑な納税に資する目的で、昭和26年4月1日に施行された「納税貯蓄組合法」に基づき設立する任意の団体。

納税貯蓄組合数

年 度	組 合 数	組 合 員 数	連 合 会 補 助 金	連 合 会 数
		人	千円	
元	79	4,270	550	2
2	78	4,126	550	2
3	78	4,118	550	2
4	77	4,111	550	2
5	77	4,092	550	2

参 考 資 料

1. 特別区税収入額の比較(令和5年度)

区 分	特 別 区 税		特 別 区 民 税			軽 自
	金 額	構成比	金 額	構成比	特別区税 との比率	金 額
	千円	%	千円	%	%	千円
千 代 田	24,386,948	2.0	20,409,573	1.8	83.7	34,882
中 央	37,033,401	3.0	34,338,011	3.0	92.7	56,597
港	95,603,943	7.7	90,208,551	7.8	94.4	90,684
新 宿	55,395,755	4.5	48,921,808	4.3	88.3	116,989
文 京	39,880,328	3.2	38,699,001	3.4	97.0	61,876
台 東	26,569,551	2.1	23,205,128	2.0	87.3	82,674
墨 田	29,015,831	2.3	26,528,040	2.3	91.4	128,320
江 東	61,878,240	5.0	57,487,909	5.0	92.9	220,022
品 川	57,556,167	4.7	54,003,107	4.7	93.8	147,136
目 黒	51,515,142	4.2	49,548,606	4.3	96.2	91,999
大 田	81,582,213	6.6	75,969,074	6.6	93.1	375,984
世 田 谷	136,530,593	11.0	131,474,980	11.4	96.3	369,053
渋 谷	64,965,084	5.3	61,658,074	5.4	94.9	89,037
中 野	38,446,556	3.1	36,194,283	3.1	94.1	130,078
杉 並	71,767,113	5.8	68,363,846	5.9	95.3	215,789
豊 島 (※)	36,725,084	3.0	33,147,595	2.9	90.3	99,770
北	33,256,079	2.7	30,630,299	2.7	92.1	152,533
荒 川	19,768,368	1.6	18,113,771	1.6	91.6	90,039
板 橋	50,968,125	4.1	46,752,602	4.1	91.7	304,485
練 馬	72,656,390	5.9	68,363,642	5.9	94.1	433,450
足 立	54,825,528	4.4	48,632,895	4.2	88.7	582,868
葛 飾	37,185,731	3.0	33,429,657	2.9	89.9	313,028
江 戸 川	59,393,715	4.8	53,591,625	4.7	90.2	461,015
計	1,236,905,885	100.0	1,149,672,077	100.0	92.9	4,648,308

※ 豊島区の特別区税額には、狭小住戸集合住宅税（法定外普通税）286,500千円を含む。

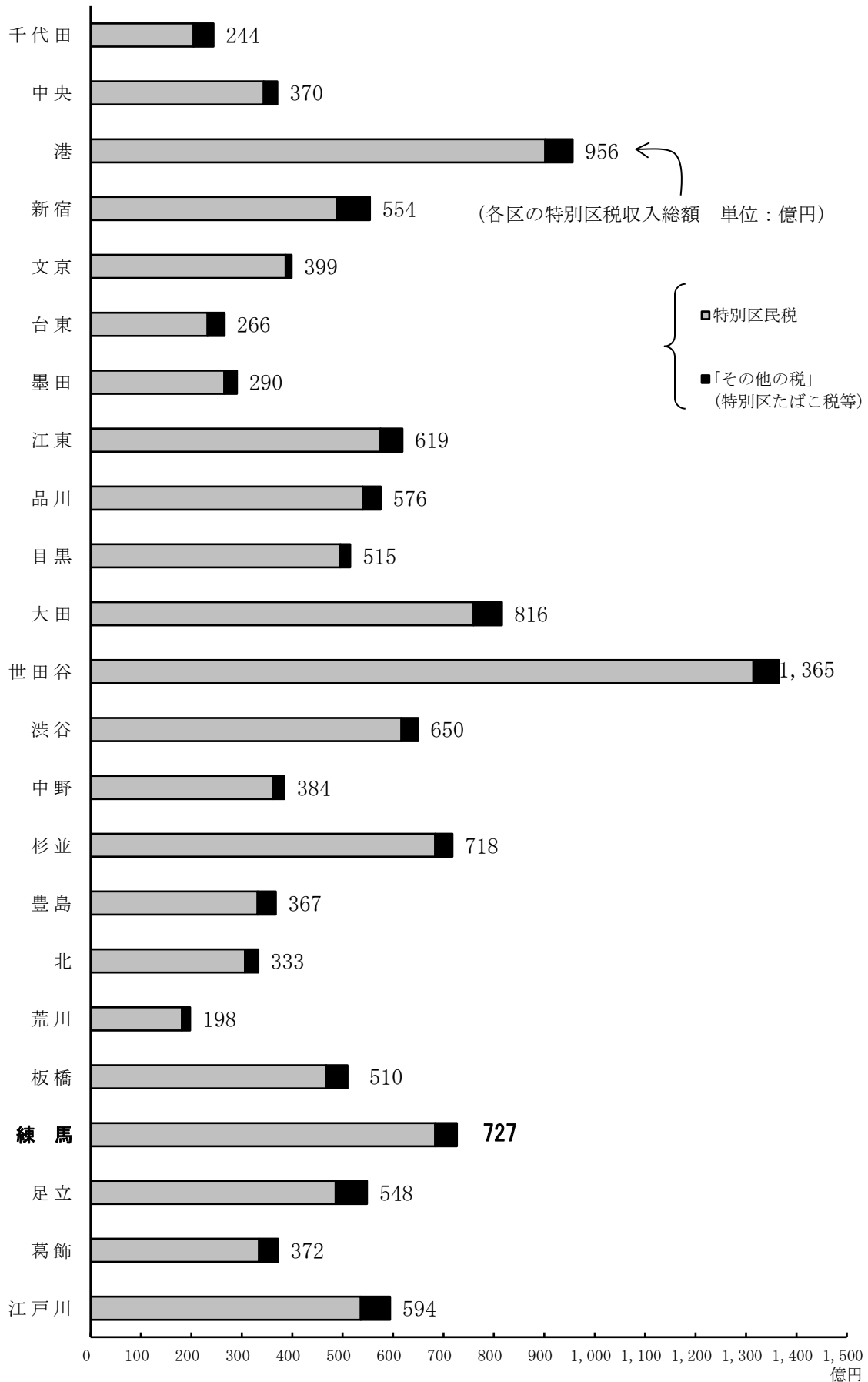
動 車 税		特別区たばこ税			入 湯 税		
構成比	特別区税との比率	金 額	構成比	特別区税との比率	金 額	構成比	特別区税との比率
%	%	千円	%	%	千円	%	%
0.8	0.1	3,934,860	4.8	16.1	7,633	1.8	0.0
1.2	0.2	2,619,877	3.2	7.1	18,916	4.4	0.1
2.0	0.1	5,300,889	6.5	5.5	3,819	0.9	0.0
2.5	0.2	6,294,127	7.7	11.4	62,831	14.5	0.1
1.3	0.2	1,083,047	1.3	2.7	36,404	8.4	0.1
1.8	0.3	3,268,253	4.0	12.3	13,496	3.1	0.1
2.8	0.4	2,344,941	2.9	8.1	14,530	3.4	0.1
4.7	0.4	4,077,404	5.0	6.6	92,905	21.5	0.2
3.2	0.3	3,405,924	4.2	5.9	—	—	—
2.0	0.2	1,874,537	2.3	3.6	—	—	—
8.1	0.5	5,186,519	6.3	6.4	50,636	11.7	0.1
7.9	0.3	4,677,586	5.7	3.4	8,974	2.1	0.0
1.9	0.1	3,217,973	3.9	5.0	—	—	—
2.8	0.3	2,122,195	2.6	5.5	—	—	—
4.6	0.3	3,166,881	3.9	4.4	20,597	4.8	0.0
2.1	0.3	3,156,409	3.9	8.6	34,810	8.1	0.1
3.3	0.5	2,473,247	3.0	7.4	—	—	—
1.9	0.5	1,564,558	1.9	7.9	—	—	—
6.6	0.6	3,910,212	4.8	7.7	826	0.2	0.0
9.3	0.6	3,819,533	4.7	5.3	39,765	9.2	0.1
12.5	1.1	5,609,765	6.9	10.2	—	—	—
6.7	0.8	3,434,013	4.2	9.2	9,033	2.1	0.0
9.9	0.8	5,324,216	6.5	9.0	16,859	3.9	0.0
100.0	0.4	81,866,966	100.0	6.6	432,034	100.0	0.0

2. 特別区税負担額の比較（令和5年度）（税込額ベース）

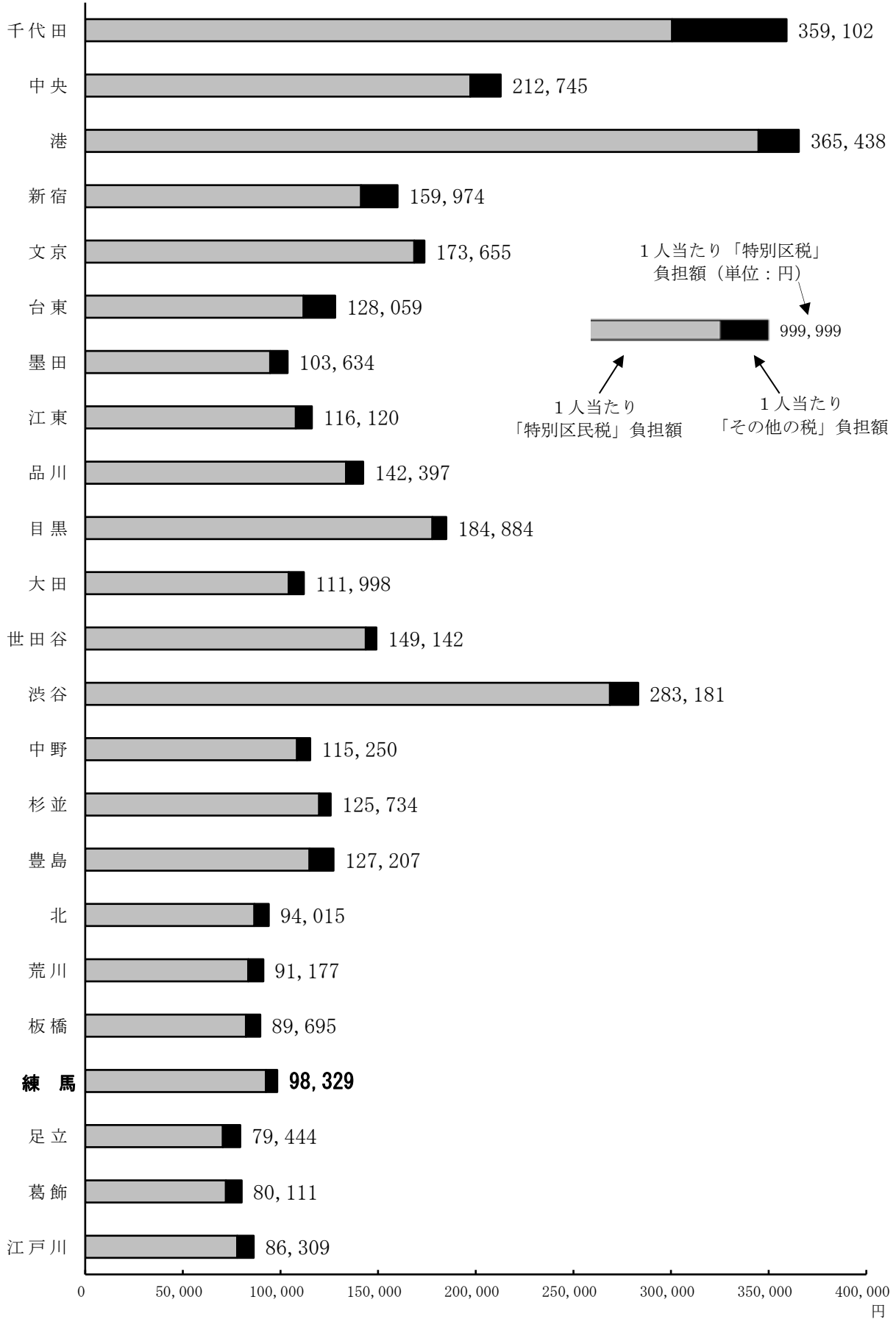
区 分	人 口 (5.1.1)		世 帯 (5.1.1)		特 別 区 税		特 別
	人	構 成 比 %	世帯	構 成 比 %	人口1人当たり 円	1世帯当たり 円	人口1人当たり 円
千 代 田	67,911	0.7	38,548	0.7	359,102	632,638	300,534
中 央	174,074	1.8	98,723	1.9	212,745	375,124	197,261
港	261,615	2.7	149,488	2.8	365,438	639,543	344,814
新 宿	346,279	3.6	223,207	4.2	159,974	248,181	141,279
文 京	229,653	2.4	126,436	2.4	173,655	315,419	168,511
台 東	207,479	2.2	128,550	2.4	128,059	206,687	111,843
墨 田	279,985	2.9	162,280	3.0	103,634	178,801	94,748
江 東	532,882	5.6	283,280	5.3	116,120	218,435	107,881
品 川	404,196	4.2	228,925	4.3	142,397	251,419	133,606
目 黒	278,635	2.9	157,952	3.0	184,884	326,144	177,826
大 田	728,425	7.6	401,856	7.5	111,998	203,014	104,292
世 田 谷	915,439	9.6	491,585	9.2	149,142	277,735	143,620
渋 谷	229,412	2.4	140,597	2.6	283,181	462,066	268,766
中 野	333,593	3.5	209,150	3.9	115,250	183,823	108,498
杉 並	570,786	6.0	325,953	6.1	125,734	220,176	119,771
豊 島	288,704	3.0	181,268	3.4	127,207	202,601	114,815
北	353,732	3.7	202,565	3.8	94,015	164,175	86,592
荒 川	216,814	2.3	119,134	2.2	91,177	165,934	83,545
板 橋	568,241	5.9	320,619	6.0	89,695	158,968	82,276
練 馬	738,914	7.7	385,142	7.2	98,329	188,648	92,519
足 立	690,114	7.2	365,583	6.9	79,444	149,967	70,471
葛 飾	464,175	4.9	243,962	4.6	80,111	152,424	72,020
江 戸 川	688,153	7.2	348,547	6.5	86,309	170,404	77,877
計	9,569,211	100.0	5,333,350	100.0	129,259	231,919	120,143

区 民 税	軽 自 動 車 税		特別区たばこ税		入 湯 税	
	1 世帯当たり	人口 1 人当たり	1 世帯当たり	人口 1 人当たり	1 世帯当たり	人口 1 人当たり
円	円	円	円	円	円	円
529,459	514	905	57,941	102,077	112	198
347,822	325	573	15,050	26,538	109	192
603,450	347	607	20,262	35,460	15	26
219,177	338	524	18,176	28,199	181	281
306,076	269	489	4,716	8,566	159	288
180,514	398	643	15,752	25,424	65	105
163,471	458	791	8,375	14,450	52	90
202,937	413	777	7,652	14,394	174	328
235,899	364	643	8,426	14,878	—	—
313,694	330	582	6,728	11,868	—	—
189,046	516	936	7,120	12,906	70	126
267,451	403	751	5,110	9,515	10	18
438,545	388	633	14,027	22,888	—	—
173,054	390	622	6,362	10,147	—	—
209,735	378	662	5,548	9,716	36	63
182,865	346	550	10,933	17,413	121	192
151,212	431	753	6,992	12,210	—	—
152,045	415	756	7,216	13,133	—	—
145,820	536	950	6,881	12,196	1	3
177,502	587	1,125	5,169	9,917	54	103
133,028	845	1,594	8,129	15,345	—	—
137,028	674	1,283	7,398	14,076	19	37
153,757	670	1,323	7,737	15,275	24	48
215,563	486	872	8,555	15,350	45	81

(図11) 23区の特別区税収入額の内訳 (令和5年度)



(図12) 23区1人あたり特別区税負担額（令和5年度）（税収額ベース）



3. 特別区民税・都民税の調定額および収入額

税目		令和元年度							
		調定額				収入額			
		特別区民税	都民税	合計	前年比	特別区民税	都民税	合計	前年比
現 年 課 税 分	普通徴収	16,086,434	10,616,122	26,702,556	95.8	15,269,560	10,078,237	25,347,797	95.2
	特別徴収	47,505,438	31,416,976	78,922,414	102.8	47,329,176	31,298,484	78,627,660	102.4
	(給与)	(45,410,360)	(30,052,346)	(75,462,706)	(103.1)	(45,233,260)	(29,933,371)	(75,166,631)	(102.6)
	(年金)	(2,095,078)	(1,364,630)	(3,459,708)	(98.3)	(2,095,916)	(1,365,113)	(3,461,029)	(98.2)
	過年度分	348,990	230,853	579,843	112.0	279,090	184,474	463,564	106.1
	計	63,940,862	42,263,951	106,204,813	101.0	62,877,826	41,561,195	104,439,021	100.5
	滞納繰越分	1,402,273	907,105	2,309,378	70.7	832,063	549,980	1,382,043	77.3
	合計	65,343,135	43,171,056	108,514,191	100.1	63,709,889	42,111,175	105,821,064	100.2

税目		令和3年度							
		調定額				収入額			
		特別区民税	都民税	合計	前年比	特別区民税	都民税	合計	前年比
現 年 課 税 分	普通徴収	16,432,534	10,860,484	27,293,018	100.7	15,943,760	10,536,501	26,480,261	101.1
	特別徴収	48,878,241	32,315,467	81,193,708	100.2	48,743,791	32,226,603	80,970,394	100.1
	(給与)	(46,732,782)	(30,921,326)	(77,654,108)	(100.1)	(46,595,990)	(30,830,939)	(77,426,929)	(100.0)
	(年金)	(2,145,459)	(1,394,141)	(3,539,600)	(102.7)	(2,147,801)	(1,395,664)	(3,543,465)	(102.8)
	過年度分	364,931	240,528	605,459	131.9	314,525	207,923	522,448	134.5
	計	65,675,706	43,416,479	109,092,185	100.5	65,002,076	42,971,027	107,973,103	100.5
	滞納繰越分	1,230,936	813,737	2,044,673	86.9	697,626	461,182	1,158,808	101.3
	合計	66,906,642	44,230,216	111,136,858	100.2	65,699,702	43,432,209	109,131,911	100.5

税目		令和5年度							
		調定額				収入額			
		特別区民税	都民税	合計	前年比	特別区民税	都民税	合計	前年比
現 年 課 税 分	普通徴収	17,177,133	11,351,599	28,528,732	98.0	16,610,386	10,977,139	27,587,525	97.8
	特別徴収	51,017,921	33,729,859	84,747,780	103.2	50,945,996	33,682,281	84,628,277	103.1
	(給与)	(48,887,139)	(32,346,619)	(81,233,758)	(103.3)	(48,814,151)	(32,298,348)	(81,112,499)	(103.2)
	(年金)	(2,130,782)	(1,383,240)	(3,514,022)	(99.4)	(2,131,845)	(1,383,933)	(3,515,778)	(99.3)
	過年度分	351,318	232,548	583,866	116.9	281,448	186,057	467,505	109.7
	計	68,546,372	45,314,006	113,860,378	101.9	67,837,830	44,845,477	112,683,307	101.8
	滞納繰越分	873,294	577,307	1,450,601	89.6	525,812	347,598	873,410	92.9
	合計	69,419,666	45,891,313	115,310,979	101.7	68,363,642	45,193,075	113,556,717	101.7

※ 金額は、決算数値による。(令和6年度を除く)

(単位：千円、%)

令和 2 年 度									
収入歩合	調 定 額				収 入 額				収入歩合
	特別区民税	都 民 税	合 計	前年比	特別区民税	都 民 税	合 計	前年比	
94.9	16,326,580	10,785,052	27,111,632	101.5	15,768,467	10,418,916	26,187,383	103.3	96.6
99.6	48,751,665	32,240,382	80,992,047	102.6	48,678,256	32,188,895	80,867,151	102.8	99.9
(99.6)	(46,663,847)	(30,882,005)	(77,545,852)	(102.8)	(46,589,185)	(30,829,623)	(77,418,808)	(103.0)	(99.8)
(100.0)	(2,087,818)	(1,358,377)	(3,446,195)	(99.6)	(2,089,071)	(1,359,272)	(3,448,343)	(99.6)	(100.1)
80.0	276,373	182,665	459,038	79.2	233,756	154,544	388,300	83.8	84.6
98.3	65,354,618	43,208,099	108,562,717	102.2	64,680,479	42,762,355	107,442,834	102.9	99.0
59.8	1,415,749	935,997	2,351,746	101.8	688,771	455,369	1,144,140	82.8	48.7
97.5	66,770,367	44,144,096	110,914,463	102.2	65,369,250	43,217,724	108,586,974	102.6	97.9

令和 4 年 度									
収入歩合	調 定 額				収 入 額				収入歩合
	特別区民税	都 民 税	合 計	前年比	特別区民税	都 民 税	合 計	前年比	
97.0	17,520,642	11,584,674	29,105,316	106.6	16,977,895	11,225,928	28,203,823	106.5	96.9
99.7	49,454,409	32,696,636	82,151,045	101.2	49,426,328	32,678,066	82,104,394	101.4	99.9
(99.7)	(47,310,612)	(31,304,265)	(78,614,877)	(101.2)	(47,280,165)	(31,284,155)	(78,564,320)	(101.5)	(99.9)
100.1	(2,143,797)	(1,392,371)	(3,536,168)	(99.9)	(2,146,163)	(1,393,911)	(3,540,074)	(99.9)	(100.1)
86.3	300,723	198,887	499,610	82.5	256,515	169,598	426,113	81.6	85.3
99.0	67,275,774	44,480,197	111,755,971	102.4	66,660,738	44,073,592	110,734,330	102.6	99.1
56.7	974,418	644,248	1,618,666	79.2	566,201	374,351	940,552	81.2	58.1
98.2	68,250,192	45,124,445	113,374,637	102.0	67,226,939	44,447,943	111,674,882	102.3	98.5

令和 6 年 度 (6月末)				
収入歩合	調 定 額			
	特別区民税	都 民 税	合 計	対前年 決算比
96.7	16,247,412	10,815,983	27,063,395	94.9
99.9	49,928,964	33,239,506	83,168,470	98.1
(99.9)	(47,912,789)	(31,897,307)	(79,810,096)	(98.2)
100.1	(2,016,175)	(1,342,199)	(3,358,374)	(95.6)
80.1	169,906	112,427	282,333	48.4
99.0	66,346,282	44,167,916	110,514,198	97.1
60.2	959,220	613,271	1,572,491	108.4
98.5	67,305,502	44,781,187	112,086,689	97.2

4. 特別区民税の納税義務者数等に関する調（課税状況等の調による）

年 度	区 分 ※ 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者		
		納税義務者数	均等割額	納税義務者数	均等割額	所得割額
		(人)	(千円)	(人)	(千円)	(千円)
4	給与所得者	6,565	22,043	324,134	1,131,914	52,082,741
	営業等所得者	1,851	6,451	17,749	62,085	3,727,390
	農業所得者	1	4	22	77	3,316
	その他の所得者	6,147	21,297	47,986	167,894	8,901,400
	家屋敷等のみ	380	1,330	—	—	—
	合計	14,944	51,125	389,891	1,361,970	64,714,847
	前年比(%)	101.1	101.0	100.8	100.8	103.2
5	給与所得者	6,683	22,408	328,903	1,148,465	53,956,430
	営業等所得者	1,927	6,725	17,588	61,528	3,328,008
	農業所得者	2	7	14	49	2,335
	その他の所得者	6,102	21,125	48,037	168,072	8,747,220
	家屋敷等のみ	382	1,337	—	—	—
	合計	15,096	51,602	394,542	1,378,114	66,033,993
	前年比(%)	101.0	100.9	101.2	101.2	102.0
6	給与所得者	17,469	48,473	324,609	973,805	53,219,306
	営業等所得者	3,045	9,083	16,826	50,476	3,302,005
	農業所得者	4	12	14	42	1,445
	その他の所得者	11,465	34,113	43,973	131,918	9,053,071
	家屋敷等のみ	367	1,101	—	—	—
	合計	32,350	92,782	385,422	1,156,241	65,575,827
	前年比(%)	214.3	179.8	97.7	83.9	99.3

※ 所得者区分…納税義務者が、給与所得・営業所得・農業所得等の2以上の所得を有する場合は、所得が一番多い所得者区分に計上している。

各年7月1日現在

合 計					
均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数	
納税義務者数 (人)	均等割額 (千円)	納税義務者数 (人)	所得割額 (千円)	(人)	構成比 (%)
330,699	1,153,957	324,134	52,082,741	330,699	81.7
19,600	68,536	17,749	3,727,390	19,600	4.8
23	81	22	3,316	23	0.0
54,133	189,191	47,986	8,901,400	54,133	13.4
380	1,330	—	—	380	0.1
404,835	1,413,095	389,891	64,714,847	404,835	100.0
100.8	100.8	100.8	103.2	100.8	—
335,586	1,170,873	328,903	53,956,430	335,586	81.9
19,515	68,253	17,588	3,328,008	19,515	4.8
16	56	14	2,335	16	0.0
54,139	189,197	48,037	8,747,220	54,139	13.2
382	1,337	—	—	382	0.1
409,638	1,429,716	394,542	66,033,993	409,638	100.0
101.2	101.2	101.2	102.0	101.2	—
342,078	1,022,278	324,609	53,219,306	342,078	81.9
19,871	59,559	16,826	3,302,005	19,871	4.8
18	54	14	1,445	18	0.0
55,438	166,031	43,973	9,053,071	55,438	13.3
367	1,101	—	—	367	0.1
417,772	1,249,023	385,422	65,575,827	417,772	100.0
102.0	87.4	97.7	99.3	102.0	—

5. 特別区民税の課税標準段階別所得割額等に関する調（課税状況等の調による）（令和6年度）

区分 課税標準 額の段階	納税 義務者数 (人)	総所得金額等						
		総所得等(※)	分離分					
			長期譲渡	短期譲渡	一般株式等 譲渡(※)	上場株式等 譲渡(※)	上場株式等 配当	先物取引
10万円 以下の金額	936	291,237	23,609,075	118,940	529,573	1,489,619	47,036	263,851
10万円を超え 100万円以下	84,658	123,609,734	8,788,009	81,334	873,243	515,711	105,056	186,734
100万円を超え 200万円以下	107,512	273,590,636	8,295,012	15,914	397,774	1,096,934	133,656	325,346
200万円を超え 300万円以下	72,734	275,079,246	7,551,364	20,760	1,322,629	1,102,425	143,150	122,130
300万円を超え 400万円以下	40,418	204,236,941	5,630,013	38,009	252,923	1,255,219	123,448	78,286
400万円を超え 550万円以下	33,377	218,981,661	6,264,736	52,493	440,258	922,351	155,244	228,652
550万円を超え 700万円以下	15,866	131,448,084	4,264,593	27,230	699,684	1,070,086	81,540	65,955
700万円を超え 1,000万円以下	15,014	158,158,697	4,228,485	154,613	804,593	1,280,078	208,083	126,270
1,000万円を 超える金額	14,907	326,503,949	16,442,793	238,474	10,592,354	8,038,532	2,461,308	370,214
合計	385,422	1,711,900,185	85,074,080	747,767	15,913,031	16,770,955	3,458,521	1,767,438

(※)総所得等…この表中では、総所得金額、山林所得金額および現年分離課税の対象とならない退職所得金額にかかるものを指す。

(※)一般株式等譲渡所得…非上場株式や一般公社債などの譲渡所得を指す。

(※)上場株式等譲渡所得…上場株式や特定公社債などの譲渡所得を指す。

令和6年7月1日現在
単位：千円

所得控除	課税標準額						
	総所得等(※)	分離分					
		長期譲渡	短期譲渡	一般株式等 譲渡(※)	上場株式等 譲渡(※)	上場株式等 配当	先物取引
756,497	3,303	23,287,867	109,622	505,741	1,407,599	46,118	232,584
72,605,396	51,004,874	8,787,840	22,696	873,223	515,526	104,927	186,706
115,149,100	158,442,145	8,294,881	15,908	397,752	1,096,678	133,498	325,310
96,348,763	178,731,109	7,551,247	20,755	1,322,604	1,102,150	142,986	122,090
64,763,088	139,474,825	5,629,514	38,003	252,905	1,254,960	123,290	78,254
63,475,790	155,506,473	6,264,658	39,272	440,229	922,088	155,075	228,596
33,639,839	97,808,591	4,264,536	27,226	699,665	1,069,940	81,444	65,931
33,591,847	124,567,312	4,228,422	154,609	804,567	1,279,885	207,935	126,242
35,247,076	291,257,750	16,442,673	238,463	10,592,306	8,038,196	2,460,989	370,171
515,577,396	1,196,796,382	84,751,638	666,554	15,888,992	16,687,022	3,456,262	1,735,884

課税標準 額の段階	算 出 税 額						
	総所得等(※)	分 離 分					
		長期譲渡	短期譲渡	一般株式等 譲渡(※)	上場株式等 譲渡(※)	上場株式等 配当	先物取引
10万円以下の金額	198	686,006	5,920	15,172	42,228	1,384	6,978
10万円を超え 100万円以下	3,056,892	258,548	2,985	26,197	15,466	3,148	5,601
100万円を超え 200万円以下	9,501,995	242,992	859	11,933	32,900	4,005	9,759
200万円を超え 300万円以下	10,720,705	224,858	1,121	39,678	33,065	4,290	3,663
300万円を超え 400万円以下	8,366,717	167,269	2,052	7,587	37,649	3,699	2,348
400万円を超え 550万円以下	9,328,913	186,369	2,517	13,207	27,663	4,652	6,858
550万円を超え 700万円以下	5,867,815	127,133	1,470	20,990	32,098	2,443	1,978
700万円を超え 1,000万円以下	7,473,373	126,348	8,349	24,137	38,397	6,238	3,787
1,000万円を 超える金額	17,474,838	491,878	12,876	317,769	241,145	73,830	11,105
合 計	71,791,446	2,511,401	38,149	476,670	500,611	103,689	52,077

(※) 総所得等…この表中では、総所得金額、山林所得金額および現年分離課税の対象とならない退職所得金額にかかるものを指す。

(※) 一般株式等譲渡所得…非上場株式や一般公社債などの譲渡所得を指す。

(※) 上場株式等譲渡所得…上場株式や特定公社債などの譲渡所得を指す。

令和6年7月1日現在
単位：千円

税額控除額	税額調整額	配当割額 の控除額	株式等譲渡 所得額 の控除額	定額による 特別税額 控除額	減免税額	所得割額
29,365	0	1,374	1,079	4,454	0	721,614
241,686	260	6,998	5,741	598,922	503	2,514,727
647,113	165	15,022	10,261	797,202	1,162	8,333,518
876,795	0	17,368	21,518	603,327	122	9,508,250
717,711	0	16,199	13,351	398,650	0	7,441,410
769,078	0	17,013	16,485	390,116	0	8,377,487
526,530	0	10,988	10,410	198,834	0	5,307,165
710,614	0	13,546	18,899	179,622	0	6,757,948
1,786,124	0	69,341	56,918	99,137	0	16,611,921
6,305,016	425	167,849	154,662	3,270,264	1,787	65,574,040

6. 特別区民税の減免該当者に関する調（特別区税に関する調による）

区 分	令 和 3 年 度						令 和		
	均等割のみ		均 + 所		計		均等割のみ		均 +
	免除	軽減	免除	軽減	免除	軽減	免除	軽減	免除
生活保護法の規定による保護を受ける者	1	—	113	—	114	—	4	—	68
当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他特別の理由による者	—	—	—	—	—	—	—	—	1
合 計	1	—	113	—	114	—	4	—	69

7. 特別区民税の地方税法第295条による非課税者に関する調（特別区税に関する調による）

区 分 年 度	生活保護法の規定による生活扶助を受けている者		障 害 者		未 成 年 者 ※1		寡婦またはひとり親	
	人		人		人		人	
令和3年度	前年比	6,814	前年比	5,388	前年比	9,445	前年比	5,560
	%		%		%		%	
		101.0		102.9		85.4		103.8
令和4年度	前年比	6,659	前年比	5,673	前年比	9,137	前年比	5,533
	%		%		%		%	
		97.7		105.3		96.7		99.5
令和5年度	前年比	6,624	前年比	5,871	前年比	2,937	前年比	5,540
	%		%		%		%	
		99.5		103.5		32.1		100.1

※1 令和5年度から、未成年者は、18歳未満となった。

※2 「条例に定める一定金額以下の者」とは、地方税法第295条第3項、練馬区特別区税条例第10条第2項の規定により、前年の合計所得金額が条例に定める金額以下であるため、所得割に加え均等割も課税されない者をいう。

(単位：人)

4 年 度			令 和 5 年 度					
所	計		均等割のみ		均 + 所		計	
軽 減	免 除	軽 減	免 除	軽 減	免 除	軽 減	免 除	軽 減
—	72	—	16	—	46	—	62	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	1	—	—	—	1	—	1	—
—	73	—	16	—	47	—	63	—

条例に定める 一定金額以下の者※2		合 計	
人		人	
前年比	153,060	前年比	180,267
%		%	
100.3		99.6	
人		人	
前年比	150,462	前年比	177,464
%		%	
98.3		98.4	
人		人	
前年比	156,639	前年比	177,611
%		%	
104.1		100.1	

8. 年齢区分別特別区民税課税額（令和5年度賦課ベース）

（単位：人、円）

年齢区分	納税義務者数	一人当たり 平均課税額	課税額合計 (年額)
20～24歳	21,588	68,927	1,487,986,800
25～29歳	43,454	103,034	4,477,234,700
30～34歳	40,733	127,571	5,196,345,300
35～39歳	39,829	153,736	6,123,137,700
40～44歳	39,562	181,367	7,175,239,700
45～49歳	44,024	195,321	8,598,819,900
50～54歳	44,537	208,144	9,270,100,400
55～59歳	38,075	233,183	8,878,441,700
60～64歳	28,019	206,446	5,784,403,200
65～69歳	20,605	170,465	3,512,440,000
70～74歳	18,904	144,848	2,738,214,800
75～79歳	12,667	145,075	1,837,665,600
80～84歳	9,187	131,320	1,206,439,100
85歳以上	10,411	138,100	1,437,754,000
合計	411,595	164,541	67,724,222,900

※ 令和6年5月末時点の賦課年度ベースにおける数値であり、決算額とは一致しない。

※ 現年分離課税である退職分離課税分は含まない。

税務概要

令和6年(2024年)9月発行

編集・発行 練馬区 区民部

税務課・収納課

TEL (3993)1111(代)